

2026年度

総 会 資 料



綱 領

われわれ JAYCEE は
社会的・国家的・国際的な責任を自覚し
志を同じうする者、相集い、力を合わせ
青年としての英知と勇気と情熱をもって
明るい豊かな社会を築き上げよう

公益
社団法人 須賀川青年会議所
SUKAGAWA JUNIOR CHAMBER INC.

〒962-0844 福島県須賀川市東町59-25 須賀川商工会館1F
TEL (0248) 76-7083 FAX (0248) 76-3292
URL <http://www.sukagawa-jc.jp> e-mail info@sukagawa-jc.jp

J C I Creed

We Believe;

That faith in God gives meaning
and purpose to human life;
That the brotherhood of man
transcends the sovereignty of nations;
That economic justice can best be won
by free men through free enterprise;
That government should be of laws
rather than of men;
That earth's great treasure lies in
human personality; and
That service to humanity is the best
work of life.

J C I 綱 領

我々はかく信じる:

真理は人生に意義と目的を与え
人類の同胞愛は国家の主権を超越し
公正な経済は我々の自由な
経済活動によってこそはたされ
政府には人治ではなく
法治が必要であり
人間の個性はこの世の至宝であり
人類への奉仕が人生最善の仕事である

JCI MISSION

To provide leadership development opportunities
that empower young people
to create positive change.

青年会議所は、青年が社会により良い変化をもたらすために
リーダーシップの開発と成長の機会を提供する。

JCI Vision

To be the foremost leading global network
of young leaders.

青年会議所が、若きリーダーの国際的ネットワークを
先導する組織となる

J C 宣 言

日本の青年会議所は
希望をもたらす変革の起点として
輝く個性が調和する未来を描き
社会の課題を解決することで
持続可能な地域を創ることを誓う

綱 領

われわれ JAYCEEは
社会的・国家的・国際的な責任を
自覚し 志を同じうする者、相集い、
力を合わせ青年としての
英知と勇気と情熱をもって
明るい豊かな社会を築き上げよう

東 北 J C 宣 言

われわれは
新たな価値を創造する旗手として、
尊い「結」の精神を呼び覚まし
かつてない未来を切り開くこと誓う

J C ソ ン グ

1. JC JC JC

せ かい むす つか ちから
世界を結ぶ 若き団結
あた たら けい ぞのぞみ
新しき世紀の 希望となりて
と ね さい かな われら つど
永遠に繁栄えん 我等の集い

2. JC JC JC

ほうし りそう もと
奉仕の理想 探究めつつ
く に あゆみ ちから
祖国の進歩の 力となりて
さきが かわれら つど
先駆けゆかん 我等の集い

若い我等

1. 若い我等が 手を取り合って

進む行手の 青い空に
輝く JC 明るい希望
足なみそろえて
行こうじゃないか

2. 世界を結ぶ 若さの力

互いに尽す 楽しさこそ
JCの理想だ 新しい日だ
足なみそろえて
行こうじゃないか

3. 若い我等の 心を集め

つくる集いに 未来をかけて
JCの仲間 は 皆信じあう
足なみそろえて
行こうじゃないか

青年会議所とは

青年会議所（JC）は明るい豊かな社会の実現を同じ理想とし、次代の担い手たる責任感を持った 20 歳から 40 歳までの指導者たらしとする青年の団体です。

青年は人種、国籍、性別、職業、宗教の別なく、自由な個人の意志によりその居住する各都市の青年会議所に入会できます。

70 余年の歴史をもつ日本の青年会議所運動は、めざましい発展を続けておりますが、現在 700 余りの地域に約 3 万名の会員を擁し、全国的運営の総合調整機関として日本青年会議所が東京にあります。

全世界に及ぶこの青年運動の中核は国際青年会議所ですが、117 カ所の国及び地域に NOM（国家青年会議所）があり、約 16 万人の会員が国際的な連携をもって活動をしています。

日本青年会議所の事業目標は、社会と人間の開発です。その具体的事業としてわれわれは市民社会の一員として、市民の共感を求め社会開発計画による日常活動を展開し、「自由」を基盤とした民主的集団指導能力の開発を押し進めています。

さらに日本の独立と民主主義を守り、自由経済体制の確立による豊かな社会を創り出すため、市民運動の先頭に立って進む団体、それが青年会議所です。



2025 年度 公益社団法人須賀川青年会議所 理事長報告

スローガン

楽業偕悦

～仲間の力～

第 61 代 理事長 金成 優輔

本年度は、楽業偕悦（らくぎょうかいえつ）仲間と共に事業（業）を楽しみ、よろこ（悦）びをとも（偕）にする をスローガンに掲げ、高い志を持った仲間と共に、困難や苦しみを分かち合いながら事を成し遂げ悦びを共にしてメンバー一丸となって 1 年間運動・活動を進めてまいりました。この報告をもって 2025 年度の事業が無事終了した事と、これまで多くのご支援・ご協力をいただいた皆様に改めて心より感謝申し上げます。

今年度、我々（公社）須賀川青年会議所は創立 61 年目を迎え、1 月の元朝詣から始まりメンバー、OB の方々と今年 1 年間の事業成功を祈願しました。2 月には入会 3 年未満のメンバーが 6 割を占める中で県内外来賓者を招き、メンバー一人一人が任された役割をスムーズに行えたことで新年会を盛大に開催し、その中でも（公社）須賀川青年会議所の運動・活動である本年度の事業や理事長としての想いを多くの関係諸団体の皆様に強く発信し、新体制のお披露目をすると共に、今後も活動の連携・協力を得られるよう交流することができました。また、2 月 26 日に発災した大船渡市大規模森林火災の際には時間が無い中でもメンバーの皆様に支援物資のご協力をいただき、県内各 LOM の中でもバリエーションある数多くの支援物資を迅速に届けることができ、福島ブロック協議会からも感謝され人数が少なくてもできることがあるということを行動で示してくれました。

3 月からは本格的に各委員会の事業が展開されていく中で、まず初めに行われたのは地域活性化委員会のウィンターキッズ 2025 でした。今回も看護ボランティアの皆さんからご協力が得られ、いわせ須賀川の小学生 30 名が参加し、「ネイチャーゲーム」といった五感をフル活用した野外活動を通じて、自然とのつながりを深めながら雪遊びを体験し、今年度も発砲スチロールに雪を詰め込み、蓋には子供たちがそれぞれ思い思いの絵を描き、沖縄に向けて発送いたしました。子供たちは学校の友人関係を超えた友情を育む場となり、協力する大切さ利他の精神を学べる場も提供できたと感じます。5 月には翠ヶ丘公園美化事業を開催しました。4 年ぶりに新池の美化事業を行い、ゴミの徹底回収、生き物の調査も実施しました。総勢 80 名で取り組んだ大規模プロジェクトとなり、福島へら鮎会さん、

須賀川創英館高校 JRC 部のみなさんと協力し、一人ひとりの力が合わさって環境保全と地域貢献を実現できたことに大きな達成感がありました。10月にはオータムキッズin天栄を開催し、いわせ須賀川の小学生と一緒に、秋の自然を満喫し、コースター作り、やキャンプ体験、ブリティッシュヒルズでの英国文化体験をし、てんえい商工際は、イワナのつかみ取りやエアスライダーで地域のみなさんと盛り上がりました。大自然とふれあい、仲間と協力しながら地域の魅力も再発見できた2日間となりました。

組織拡大員会で行った事業としては、7月に新入会員セミナーを歴史や組織、JCI について三部構成理解を深める事業を実施いたしました。毎回恒例の3分間スピーチでは3名の新入会員予定者が堂々と自分の想いを発表し、緊張しながらも個性あふれるスピーチを披露してくれました。11月には会員研修事業を行い、6つのグループに分け青少年事業の議案書作成をしました。初めて議案書に触れるメンバーは慣れない用語や構成に苦戦しながらもリーダーを中心に協力して一つひとつを形にしていく姿が印象的でした。また、普段から議案を作成しているメンバーも、教える立場としての難しさや、伝え方の工夫に向き合う機会となりました。インプットとアウトプットの重要性を学べた時間にもなりました。発表の際も完成度の高い資料がそろい、活発な意見が飛び交いました。委員会のメンバーが若い世代が多い中、支え合いながら深めていく姿勢に今年度の成長を強く感じる機会にもなりました。そして、志の高い4名の新たなメンバーを迎えることもできました。事業の実施には多くのメンバーの知恵と力が必要になります。仲間が多ければJC運動・活動の幅は広がりますが、入会しても参加してもらえなければ、我々の目指す明るい豊かな社会の実現に近づく為に時間を要してします。よって来年以降も会員拡大に励み、積極的なまだ見ぬ多くの仲間を募っていきたいと考えております。

総務広報委員会で行った事業としては、8月にメンバー同士の友好を更に深める事を目的とし、親睦例会でチームに分かれてボーリングを行いました。総務広報委員会は須賀川青年会議所の中核となり、総会・例会・理事会等の各種会議が的確かつ円滑に運営されました。事業内容の精査はもとより、不備のない資料、入念なりハーサルは事業の根幹であり、その中で行っている質の高い会議は確実にメンバーの意識向上につながり、一人ひとりの責任感も強くなったと確信しています。また三役会、理事会に参加していないメンバーにも事業の主体となる意識を持つ仕組みを構築し、そのため ICT を活用し更には各事業 Web ツールを積極的に取り入れる事も出来ました。ハイブリッドを活用することで、ツールの活用・共有が容易となり情報の収集・保管を円滑とし、その時代に即した組織運営を行い、質が良く高度な会議を行う事ができました。戦略的な情報発信を効果的に行い、Instagram ではフォロワー数を1,000人以上増やすという目標を掲げたところ、見事2,000人に達することができました。視覚的な情報をストーリー形式で伝えるために画像や動画を多用したビジュアルやコンテンツを活用した発信となり、理解も促進されより多くの情報発信ができました。

本年度は（公社）須賀川青年会議所の60周年記念式典が7月に行われました。今までの

歴史を振り返ると共に、我々の今後の展望への確実なスタートを示す場となりました。関係するすべての方々にとって記憶に残る、また歴史を振り返り思い出話で盛り上がっていただけた素晴らしい記念式典となり、すべての皆様の想いが未来の（公社）須賀川青年会議所の礎となり、60年という長い歴史を顧みたとき自分たちがその歴史の一部として貢献していることを実感することで組織の一員であることに誇りを感じられました。また、60周年をきっかけとして福島・沖縄PR事業も行い、福島空港と那覇空港の直行便復活を目指し、要望活動も実施しました。ここでは、沖縄県子ども会育成連絡協議会を訪問し、今後も青少年交流を継続していくことを話し合い、更なる関係構築の確認をすることもできました。

結びに、（公社）須賀川青年会議所は長い歴史で多くのJC運動・JC活動を行ってきましたが、決して我々の力だけで実施できた訳ではありません。先輩諸兄が築き上げてきた歴史と地域の方々の協力があったからこそ60年もの長きに渡り活動することができました。改めてメンバーには歴史を振り返ってもらうことで、次代に繋ぐために今後もこの文化を継承し「明るい豊かな社会の実現のため」メンバー全員が一丸となり新たな歴史を生み出していきます。協力していただいた地域の皆様、関係諸団体の皆様、諸先輩方、すべての皆様に深く感謝申し上げます。そして、仲間と共に事業（業）を楽しみ、よろこ（悦）びをとも（偕）にする 高い志を持った仲間とともに、困難や苦しみを分かち合いながら事を成し遂げ喜びを共に学びの多い1年にすることができました。

どんな困難にも打ち勝つことで得たこの経験を、次に繋げていくことをお誓いし2025年度理事長事業報告とさせていただきます。

1年間本当にありがとうございました。

2025年度 公益社団法人 須賀川青年会議所 会 務 報 告

日 付	LOM内事項	日 付	LOM外事項
2024年		2024年	
10.11	第1回役員予定者会議(商工会館)	10.16	ブ・県南エリア会議(白河)
23	第1回役員セミナー(商工会館)	24	ブ・会員会議所予定者会議(浪江)
11.6	総務広報委員会(事務局)		
8	組織拡大大会(事務局)	22	ブ・県南エリア会議(郡山)
13	第2回役員セミナー(tette)	30	ブ・会員会議所会議(郡山)
27	第2回役員予定者会議(商工会館)	12.6	地・会員会議所会議(仙台)
18	第3回役員予定者会議(商工会館)	26	ブ・会員会議所会議(浪江)
2025年		2025年	
1.1	元朝詣り(神炊館神社)	1.6	すかがわ市新春のつどい(グランシア須賀川)
10	第4回役員予定者会議(商工会館)	15	郡山青年会議所新年会(ビューホテル)
		16	二本松青年会議所新年会
			国際ソロプチミスト須賀川新年会(ホテル虎屋)
		18	浪江青年会議所新年会(如水)
			ブ・県南エリア会議
		20	座間青年会議所賀詞交歓会(座間)
		24～26	京都會議
27	1月例会・定時総会リハーサル(ホテル虎屋)	31	白河青年会議所新年会(シン鹿島)
29	1月例会・定時総会(ホテル虎屋)	2.4	田村青年会議所新年会(ホテル辰巳屋)
	第1回臨時理事会(ホテル虎屋)	7	ブ・会員会議所会議(郡山)
		8	ブ・新春のつどい(郡山ビューホテル)
2.6	第2回臨時理事会・第1回三役会(商工会会)	13	第2回文化センター幹事会(文化センター)
12	地域活性化委員会(事務局)	14	いわき石川青年会議所新年会(八幡屋)
	組織連携員会(事務局)		
17	2月例会・新年会リハーサル(tette)	20	須賀川商工会議所青年部新春懇談会(グランシア須賀川)
19	2月例会・新年会リハーサル(tette)		
21	2月例会・新年会(グランシア須賀川)		
25	第3回理事会(商工会館)		
28	3月例会・ウインターキッズ2025実行委員会(tette)		
3.5	地域活性化委員会(事務局)		
6	福島・沖縄PR事業実行委員会(事務局)		
8	3月例会・ウインターキッズ2025		
10	第2回三役会(商工会館)	3.11	須賀川支援学校高等部卒業式
		14	ブ・会員会議所会議(いわき)
17	地域活性化委員会(事務局)	19	須賀川支援学校小・中学部卒業式
24	第4回理事会(商工会館)	25	須賀川商工会議所通常議員総会(グランシア須賀川)
28～30	福島・沖縄PR事業(沖縄)	4.6	須賀川中央ライオンズクラブ50周年記念式典(サンルート須賀川)
4.6	地域活性化委員会(翠ヶ丘公園)	8	須賀川支援学校入学式(支援学校)
		9	交通安全鼓笛パレード打合せ(市役所)
18	地域活性化委員会(事務局)	12	しゃくなげカップ2024(郡山熱海カントリークラブ)
22	4月例会・60周年記念式典実行委員会(tette)	17	須賀川青年会議所OB会総会・懇親会(ホテル虎屋)
23	5月例会・翠ヶ丘公園美化事業実行委員会(tette)		
30	第5回理事会(商工会館)	27	(公社)だて青年会議所創立45周年記念式典(エルティ・ウエディングパーティエンボリアム)
5.9	第4回三役会(商工会館)	5.8	ブ・会員会議所会議(だて)
10	5月例会・翠ヶ丘公園美化事業(翠ヶ丘公園)		
15	第6回臨時理事会(商工会館)	18	春の空港まつり(福島空港)

23 第7回理事会(商工会館)	22 須賀川市交通安全鼓笛パレード
27 組織拡大委員会(事務局)	24 ブ・JCカップ(福島空港公園)
30 地域活性化委員会(事務局)	26 須賀川市交通対策協議会総会(市役所)
6.2 組織拡大委員会(事務局)	6.1 国際ソロプチミスト須賀川ゴルフコンペ(矢吹ヒルズゴルフクラブ)
5 60周年記念式典練習会(tette)	3 ブ・県南エリア会議(郡山)
10 第5回三役会(商工会館)	4 市祭礼等暴力団排除推進連絡会役員会・総会(グランシア須賀川)
13 6月例会・JCセミナー(tette)	18 組織拡大委員会(事務局)
23 60周年記念式典祝賀会リハーサル(グランシア須賀川)	22 N・じゃがいもクラブ設営運営協力
24 第8回理事会(商工会館)	27 須賀川商工会議所第129回通常議員総会(ホテル虎屋)
30 60周年記念式典リハーサル(tette)	4 ブ・会員会議所会議(浪江)
7.1 地域活性化委員会(事務局)	5～6 ブロック大会in浪江
2 60周年記念式典リハーサル(グランシア須賀川)	19 須賀川商工会議所青年部40周年記念式典・祝賀会(グランシア須賀川)
6 60周年記念式典リハーサル(グランシア須賀川)	19～20 サマーコンファレンス2025(横浜)
7～9 60周年記念式典リハーサル(tette)	29 釈迦堂川花火大会協力団体打合せ会議(市役所)
10 60周年記念式典リハーサル(グランシア須賀川)	30 OB会屋上家族会(ホテル虎屋)
12 7月例会・60周年記念式典祝賀会(グランシア須賀川)	8.1 ブ・県南エリア会議(須賀川)
15 第6回三役会(商工会館)	福島空港と地域開発をすすめる会総会(ホテル虎屋)
16 地域活性化委員会(事務局)	6 須賀川市中心市街地活性化協議会全体会(アリーナ)
23 新入会員セミナー事前練習(歴史)	松明あかし実行委員会幹事会(市役所)
28 7月例会・新入会員セミナーリハーサル(tette)	20 ブ・会員会議所会議(白河)
29 7月例会・新入会員セミナー(tette)	23 (一社)原町青年会議所創立55周年記念式典・祝賀会(ホテル丸屋グランデ)
31 第9回理事会(商工会館)	釈迦堂川花火大会
8.5 組織拡大委員会(事務局)	27 松明あかし第1回実行委員会(市役所)
8.8 第7回三役会(商工会館)	18 ブ・エリア会議(いわき石川)
19 組織拡大委員会(事務局)	23 (一社)いわき石川青年会議所45周年記念式典(八幡屋)
20 地域活性化委員会(事務局)	10.1 ブ・会員会議所会議(南相馬)
26 第10回理事会(商工会館)	2 第43回円谷幸吉メモリアルマラソン大会打合せ(事務局)
29 組織拡大委員会(事務局)	19 第42回円谷幸吉メモリアルマラソン大会
30 8月例会・親睦会(ラウンドワンスタジアム郡山)	22 松明あかし実行委員会(tette)
9.4 第11回臨時理事会・第8回三役会(商工会館)	11.2 座間坂道マラソン(座間)
9 組織拡大委員会(事務局)	8 松明あかし
10 地域活性化委員会(事務局)	10 須賀川市まちづくり推進会議(市役所)
17 9月例会・臨時総会リハーサル(ホテル虎屋)	
19 9月例会・臨時総会(ホテル虎屋)	
25 10月例会・オータムキッズ実行委員会(tette)	
30 第12回理事会(商工会館)	
10.4～5 10月例会・オータムキッズin天栄	
9 第9回三役会(商工会館)	
14 組織拡大委員会(事務局)	
20 地域活性化委員会(事務局)	
23 第13回理事会(商工会館)	
29 歴代理事長懇談会(萩の井)	
11.6 第10回三役会(商工会館)	
10 組織拡大委員会(事務局)	

11	11月例会・会員研修(tette)	14 ムシテックワールド写真コンテスト審査会(ムシテックワールド)
		17 釈迦堂川花火大会実行委員会(市役所)
		19 プ・県南エリア会議(田村)
26	第14回理事会(商工会館)	27 プ・会員会議所会議(WEB)
		30 プ・事業報告会・卒業式(浪江)
		12.3 須賀川ライオンズクラブ・須賀川中央ライオンズクラブクリスマスパーティー(グランシア須賀川)
12.8	12月例会・卒業式リハーサル(ホテル虎屋)	5 地・会員会議所会議(郡山)
9	組織拡大委員会(事務局)	
12	12月例会・卒業式(ホテル虎屋)	
16	第11回三役会(商工会館)	15 須賀川ライオンズクラブクリスマス家族会(グランシア須賀川)
26	第15回理事会(商工会館)	24 須賀川ぼたんロータリークラブクリスマス家族会(サンルート須賀川)

2025年度 例会報告

1 月例会・定時総会

(日 時) 令和7年1月29日(水) 午後6時30分～

(場 所) ホテル虎屋

(主 管) 総務広報委員会

(議 題) 第一号議案 2024年度 決算の件

報告事項

報告事項一 2024年度 事業報告の件

報告事項二 2025年度 予算の件

報告事項三 2025年度 事業計画の件

(出席者) 会員18名 特別会員4名

2 月例会・新年会

(日 時) 令和7年2月21日(金) 午後7時00分～

(場 所) グランシア須賀川

(主 管) 総務広報委員会

(出席者) 会員20名 特別会員5名

3 月例会・ウインターキッズ2024

(日 時) 令和7年3月8日(土) 午前7時00分～

(場 所) 天栄村二岐地区

(主 管) 地域活性化委員会

(出席者) 会員17名 特別会員4名

4 月例会・60周年記念式典実行委員会

(日 時) 令和7年4月22日(火) 午後7時00分～

(場 所) 市民交流センターtette

(主 管) 組織拡大員委員会

(出席者) 会員19名 特別会員5名

5 月例会・翠ヶ丘公園美化事業

(日 時) 令和7年5月10日(土) 午前8時00分～

(場 所) 翠ヶ丘公園

(主 管) 地域活性化委員会

(出席者) 会員23名 特別会員4名 OB 1名

6 月例会・JCセミナー

(日 時) 令和7年6月13日(金) 午後7時00分～

(場 所) 市民交流センターtette

(主 管) 三役

(出席者) 会員17名 特別会員4名 新入会員予定者2名

7 月例会・60 周年記念式典・祝賀会

(日 時) 令和 7 年 7 月 12 日 (土) 午後 3 時 00 分～

(場 所) グランシア須賀川

(主 管) 60 周年実行委員会

(出席者) 会員 20 名 特別会員 5 名 新入会員予定者 1 名 O B 47 名

8 月例会・親睦会

(日 時) 令和 7 年 8 月 30 日 (土) 午後 2 時 00 分～

(場 所) ラウンドワンスタジアム郡山

(主 管) 総務広報委員会

(出席者) 会員 15 名 新入会員予定者 3 名

9 月例会・臨時総会

(日 時) 令和 7 年 9 月 19 日 (金) 午後 6 時 30 分～

(場 所) ホテル虎屋

(主 管) 総務広報委員会

(議 題) 第一号議案 2025 年度 監事辞任の件

第二号議案 2026 年度 監事予定者選任の件

第三号議案 2026 年度 理事予定者選任の件

第四号議案 2026 年度 理事長候補者選出の件

第五号議案 2026 年度 年会費額及び入会金の件

(出席者) 会員 17 名 特別会員 3 名 O B 8 名

10 月例会・オータムキッズ in 天栄

(日 時) 令和 7 年 10 月 4 日 (土) ～5 日 (日)

(場 所) 羽鳥湖高原地内

(主 管) 地域活性化委員会

(出席者) 会員 20 名 特別会員 4 名

11 月例会・会員研修事業

(日 時) 令和 7 年 11 月 11 日 (火) 午後 7 時 00 分～

(場 所) 市民交流センターtette

(主 管) 組織拡大員委員会

(出席者) 会員 19 名 特別会員 5 名

12 月例会・卒業式・褒賞式典・納会

(日 時) 令和 7 年 12 月 12 日 (金) 午後 6 時 00 分～

(場 所) ホテル虎屋

(主 管) 総務広報委員会

(出席者) 会員 22 名 特別会員 5 名 O B 16 名

2025年度 (公社)須賀川青年会議所

褒 賞 受 賞 者

褒賞委員会

褒 賞 名	受 賞 者
理事長功労賞	金成 優輔君
優秀会員賞	関根 孝
優秀委員会賞	総務広報委員会
	地域活性化委員会
新人賞	田母神 聖君
	石井 希美子君
皆勤賞	金成 優輔君
	熊田 和樹君
	小野寺 信君
	関根 孝
	大森 美優君
	五十嵐 早弥香君
	古川 琢也君
	村越 麗翔君

受賞者は全理事より推薦を募り、その結果をもとに褒賞委員会メンバーの会議により決定しております。

総務広報委員会事業報告

委員長	関根孝
副委員長	吉田敦
副委員長	清水里佳子
幹事	大枝俊貴
幹事	大森美優
幹事	五十嵐早弥香

本年度、総務広報委員会では、理事長が掲げる「楽業偕悦」のスローガンのもと、「不易流行～すべては総務から～」を委員会スローガンとして掲げ、(公社)須賀川青年会議所の運営基盤を支えるべく、質の高い会議体の提供と円滑な LOM 運営の実現に努めてまいりました。

まず 2 月には新年会を開催し、予定人数を大きく上回る約 80 名の参加を得て、当青年会議所の新体制を広くお披露目することができました。また、8 月には親睦会としてボウリング大会を実施し、メンバー同士が交流を深め、新たな友情が芽生える機会となりました。

総会、例会、理事会、三役会といった各会議では、資料作成・会場設営・議事録作成を正確かつ迅速に行い、滞りのない会議運営を実現しました。議論に集中できる環境づくりを徹底したことで、より効率的かつ生産的な会議体としての質の向上に寄与できたと感じております。これらの取り組みは、委員会を超えた LOM 全体の共通理解と一体感の醸成にもつながりました。

本年度の大きな成果として、SNS を活用した広報活動を強化し、特に Instagram においては投稿の質と頻度の向上に委員会一丸となって取り組みました。その結果、フォロワー数 2000 名を達成することができました。この成果は、ストーリー性を持たせた投稿の工夫や、各委員会との連携によるリアルタイム発信が実を結んだものであり、外部に向けた情報発信力が飛躍的に向上した一年であったといえます。また、ホームページ、X、Facebook においても継続的な情報発信を行い、当青年会議所の事業の魅力や臨場感を幅広い世代へ届けることができました。一方で、ホームページの更新においては担当者への負担が偏る課題も残ったため、次年度には委員会全体で運用を共有できる体制の構築が必要であると強く感じております。

9 月には臨時総会を主管し、次年度体制ならびに複数の議案・報告事項を円滑に審議・決議することができました。また 12 月には、卒業式・褒章式典・納会を実施し、先輩 5 名の門出を LOM 全体で祝い、その功績に敬意を表する式典運営を担当いたしました。

初めての委員長職に不安もありましたが、事務局長をはじめ、副委員長、委員会メンバー、さらには LOM メンバー全員の支えによって、総務広報委員会としての一年間の役割を無事に果たすことができました。総務という立場を通じて、「一人では担えないからこそ、仲間とともに高め合うのが青年会議所である」ということを深く実感した一年でもありました。

本年度の活動全体を振り返ると、「不易流行」の精神のもとで歴史を大切にしながらも、新しい広報手法やデジタルツールを積極的に取り入れることができました。特に Instagram フォロワー 2000 名達成という成果は、今後の会員拡大や LOM 認知度向上の大きな礎となるものです。

最後に、委員長としての機会を与えてくださった理事長をはじめ、一年間ともに歩んだ委員会メンバー、そして温かいご支援をくださったすべての LOM メンバーに心より感謝申し上げます。

本年度の総務広報委員会の事業報告とさせていただきます。一年間、本当にありがとうございました。

地域活性化委員会事業報告

委員長	秋 信 隆
副委員長	古 川 琢 也
副委員長	田母神 聖
幹 事	橋 本 優 樹
幹 事	高 橋 由 佳

本年度、地域活性化育委員会では「継往開来～輝く未来へ～」をスローガンに掲げ、子供たちのさらなる成長といわせ須賀川の魅力の発見、そして地域の活性化を目標としました。3月に天栄村二岐地区での冬の事業、5月に翠ヶ丘公園での美化事業、11月にはオータムキッズとてんえい商工祭を実施しました。

冬のウィンターキッズ 2025 では、天栄村二岐地区の柏屋旅館さん周辺で、30名の子ども達を集めて、湯本森・里研究所の皆さんに講師をしてもらい雪山での自然体験(ネイチャーゲーム)を行いました。初めて見る雪の量やスノーシューなど普段体験できないことに子供たちは一生懸命に取り組んでいました。さらに並行して行った沖縄県への雪の発送では、現地の子供たちより感謝のメッセージや動画を頂くことができ、福島観光資源である雪をアピールすることができました。子供たちが怪我無く実施できたが安全面が万全ではなかったなど今後の事業に反省して生かす点もありました。

5月には翠ヶ丘公園の美化事業として、新池の水を4年ぶりに抜き、池の清掃と在来種の保護を行いました。今回、福島ヘラブナ会と須賀川創英館高校 JRC 部のご協力いただき活動することが出来ました。またTV局にも取材いただき、須賀川市の観光名所である翠ヶ丘公園の魅力を発信すると共に須賀川青年会議所の活動も周知できた事業になったと思います。

10月にはオータムキッズ in 天栄と題して、いわせ須賀川の子供たちを集めてのキャンプ事業と、てんえい商工祭にブースを出店する事業を行いました。今回、羽鳥湖のオートキャンプ場でキャンプを行い、ワークショップとして天栄村夢学校さんに講師をお願いしてコースター作りやオリジナルの米袋を作成しました。さらに、天栄村の観光地であるブリティッシュヒルズやエンゼルフォレストを活用して、子供たちに天栄村の魅力を知ってもらいました。てんえい商工祭では地域の人と触れ合い、須賀川青年会議所のPRも行うことが出来ました。

今回、地域活性化委員会という初めての委員会で何をしていいかわからないこともあったが理事長や委員会メンバーのおかげで事業を行うことが出来ました。会員数も減少し新しい形も求められており、今までの経験を継承するのはもちろんであるが、時代にあった新しい事業を考えていく必要があると感じました。

最後に、貴重な機会を与えていただいた、金成理事長をはじめとしたLOMメンバー、共に事業成功の為に頑張ってくれた委員会メンバー、関わったすべての方々に感謝を申し上げ地域活性化委員会の事業報告とします。

組織拡大委員会事業報告

委員長	村越麗翔
副委員長	関根直哉
副委員長	石井希美子
幹事	野木瑞樹

本年度、組織拡大委員会では、理事長が掲げる「楽業偕悦」のスローガンのもと、「次につなげる未来と想い」を委員会スローガンとして掲げ、(公社)須賀川青年会議所の会員拡大とリーダーシップを持った人財の育成に取り組んできました。

7月に昨年の新入会員を講師として新入会員セミナーを開催しました。少ない時間の中で組織、理念、歴史に分かれて指導者を中心に練習を行い、青年会議所の意義を十分に理解するととても良い機会になりました。

また、11月にはこれからの未来をつないでいくための人財育成として会員研修事業を開催しました。近年は入会年数の浅い会員が多く、まだ青年会議所への理解が深まっていないうちに役職に就くことが多くなっています。この問題を解決するため、事前に3～4人1グループを6つ作り、指定のルールに沿って議案書を作成してもらい、例会にて発表を行ってもらいました。委員長経験者をリーダーに作成、発表は委員長未経験者が行うことで議案書をへの基礎的な知識と理解を深める経験となりました。グループによって全く違った個性的な議案書が出来上がり、メンバー全員が共に学び考え、次につながる会員研修事業となりました。

本年度は5人の先輩方が卒業ということもあり多くの会員拡大が必要でしたが、初の委員長という事もあり、緊張と不安、どの様に会員拡大したらいいのかもわからない状況でした。しかし、副委員長、委員会メンバー、外部アドバイザー、メンバー全員の支えによって、4名の新入会員を迎えることができ、組織拡大委員会としての一年間の役割も無事に果たすことができました。私はこの一年間で仲間の頼もしさと大切さを改めて知ることが出来ました。会員数の拡大は今後の(公社)須賀川青年会議所でも最重要課題だと思います。今年得た経験や資料を引継いで来年以降の会員拡大に繋げていきたいと思います。

最後に、委員長としての機会を与えてくださった理事長をはじめ、一年間ともに歩んだ委員会メンバー、そして温かいご支援をくださったすべてのLOMメンバーに心より感謝し組織拡大委員会の事業報告とさせていただきます。一年間、本当にありがとうございました。

60周年実行委員会事業報告

委員長	渡辺	康平
副委員長	秋	信隆
副委員長	関根	孝
副委員長	村越	麗翔

本年度、60周年実行委員会はスローガン「歴史を軸に、共に未来へ」のもと、創立60周年を迎えるにあたり、記念式典および記念事業の企画・運営を中心に活動してまいりました。

私たち（公社）須賀川青年会議所は、1965年に「明るい豊かな社会の実現」を理念として創立され、これまで半世紀を超えて地域の発展と共に歩んでまいりました。60周年という節目の年は、先輩諸兄が築き上げてこられた歴史を振り返り、感謝と敬意を捧げるとともに、次の時代へと繋ぐ重要な契機であります。

まず、3月28日から30日にかけて「60周年記念事業 福島・沖縄PR事業」を実施いたしました。本事業では、福島空港の認知度向上を目的に沖縄県内での広報活動を展開し、那覇空港との定期路線化に向けた要請を行いました。須賀川青年会議所は創立以来、福島空港の誘致に深く関わってきた歴史を有しており、本事業を通じてその意義を再確認するとともに、沖縄県子ども会育成連絡協議会との交流を深める貴重な機会となりました。地域と地域、人と人をつなぐ空の架け橋を象徴する事業として、次代に誇れる成果を残すことができました。

続いて、7月12日には「7月例会・60周年記念式典・祝賀会事業」をグランシア須賀川にて開催いたしました。本事業は、日頃お世話になっている多くの皆さまに感謝の意を表し、須賀川青年会議所の運動・活動に対する更なるご理解とご協力を頂くことを目的に実施いたしました。式典では、過去60年の歴史を振り返り、先輩諸兄の功績に敬意を表すとともに、現役メンバーが一致団結し、新たな歴史の一步を踏み出す決意を新たにしました。多くのご来賓、関係諸団体の皆さまのご臨席を賜り、盛大かつ記憶に残る式典・祝賀会を執り行うことができました。

本年度の活動を通じて、改めて仲間の力の大きさと青年会議所活動の意義を実感いたしました。60年にわたる歩みの重みと、それを未来へ繋ぐ責任の大きさを胸に、メンバー一人ひとりが自覚と誇りをもって行動した一年でした。

最後に、このような貴重な機会を与えてくださった金成理事長をはじめ、ご指導くださった先輩諸兄、ご支援・ご協力をいただいた関係各位、そして共に活動した副委員長・実行委員会メンバーに心から感謝申し上げ、60周年実行委員会の事業報告とさせていただきます。

一年間、誠にありがとうございました。

公益社団法人日本青年会議所
東北地区 福島ブロック協議会
福島リレーション委員会

委 員 桑名 崇裕

私は、本年度公益社団法人日本青年会議所東北地区福島ブロック協議会福島リレーション委員会に委員として出向させていただきました。

本年度、福島リレーション委員会では、しゃくなげカップやじゃがいもクラブ東日本大会の設営、運営を行いました。また 5 月に JC カップ U・11 少年少女サッカー大会福島予選大会が行われ委員長が中心となり、沢山の委員会の方々と協力し合いスムーズに事前準備や大会の運営をすることができました。

私自身、あまり委員会や事業の方に参加できませんでしたが、福島県ブロック協議会では LOM では経験できない大規模な事業を行っています。今後出向されるメンバーに関しましては、積極的に参加し自分の成長に繋げて頂きたいと思います。

結びになりますが、このような機会を与えてくださいました金成理事長をはじめとする、須賀川青年会議所の皆様に深く感謝申し上げ、私の出向者報告とさせていただきます。

公益社団法人日本青年会議所
東北地区 福島ブロック協議会
福島の未来創造委員会

副委員長 吉田 敦
幹 事 水野 晃

本年度、(公社)日本青年会議所東北地区福島ブロック協議会 福島の未来創造委員会では ASPAC のブース出展、福島ブロック大会では VR 体験コーナーや防災パネルの展示、参議院議員選挙における公開討論会事業と県内各地の公開討論会への支援を行いました。

私は副委員長として出向させていただき、(公社)会津青年会議所から出向している松村委員長のものと、メンバーが一丸となり、すべての事業が成功できたと感じる一年でした。

ASPAC ウランバートル大会には福島を PR しようと福島県内の各地域で生産しているワインを中心に県内各地の魅力ある特産物を揃えたブース出展を行い、海外の方にも福島を知っていただく事業を行うことが出来ました。

福島ブロック大会 in 浪江では、東日本大震災から 14 年目を迎えた浪江町で震災当時の写真パネルを福島民報さんからお借りして展示し、震災当時と現在との復興状況を知る機会となりました。また、VR 体験コーナーでは、当時のことを知らない子どもたちに VR ゴーグルを通して地震や津波が来た時の状況や避難を体験することで、有事の際の心構えを感じてもらうことが出来ました。それ以外にも、ペットボトルランタンの作成や、防災クイズ、起震車による体験等の防災に関する知識を来場していただいた皆さんに知っていただくことが出来ました。

参議院議員選挙における公開討論会におきましては、郡山市の文化センターを利用し参議院議員の各予定者に参加していただき、こちらで準備したお題に対してしっかりと討論してもらいました。来場者数が、少ないという課題はありますが、今後開催する場合は、広報活動は見直した方がいいのではないかと考えます。また、この討論会は後日 WEB で公開したので県内の有権者の皆さんに政治に関心を持っていただくことが出来ました。

今回、出向の機会を得て、今まで経験してきた事を活かすことができました。また、経験の無い手法や考え方に会うこともでき、非常に価値のある一年となりました。すべての事業へ参加することが出来ませんでした。自分に出来る事を考え、行動に移すことが大切だと感じました。今後、出向する機会のあるメンバーには積極的に出向してもらいたいと考えます。そして、その機会を活かし、自分なりの価値を見出してください。

最後に、貴重な機会を与えていただきました金成理事長をはじめ、須賀川青年会議所の皆様に深く感謝を申し上げ、私の出向者報告とさせていただきます。

公益社団法人日本青年会議所
東北地区 福島ブロック協議会
アカデミー委員会

委員 石井 希美子

私は、本年度公益社団法人日本青年会議所東北地区福島ブロック協議会アカデミー委員会に委員として出向させていただきました。

入会後初めての出向ということで各LOMの方々と積極的に交流し、自分自身の成長のためにという想いで参加させていただきました。しかし、家庭の都合とはいえほとんどの委員会に参加することができず、小野塾長をはじめ塾生のメンバーにも負担をかけてしまいました。

小野塾では福島県が誇る日本酒の蔵人や杜氏の減少問題に着目し、現地を視察し多様な視点を取り入れることで、包括的な解決策を見つけ出していく活動をしました。様々な立場の人々が意見を交わすプロセスが、実行可能で持続的な解決に不可欠な納得感と協力を生み出すということを学ばせていただきました。

今回の出向はあまり参加することが出来ませんでしたが、教えていただいたJCの単なる友人関係ではなく、明確な目的意識を持った「同志」としての絆を自身のLOMでも大切にしていこうと思っています。

最後になりますが、今回アカデミー委員会への出向の機会を与えていただきました金成理事長はじめ、須賀川青年会議所の先輩方に深く感謝いたします。また、次年度出向されるメンバーには積極的に参加していただけるようアドバイスをし、私の出向報告とさせていただきます。

公益社団法人日本青年会議所
東北地区 福島ブロック協議会
アカデミー委員会

委 員 田母神 聖

本年度、公益社団法人日本青年会議所 東北地区福島ブロック協議会アカデミー委員会へ
出向する機会をいただき、委員として一年間活動させていただきました。入会後初めての出
向であったため、多くの仲間と交流し、経験を広げる場にしたいという期待を胸に臨みまし
た。しかしながら、仕事との両立がうまくいかず、委員会への参加が十分に叶わなかったこ
とは、自身の力不足として深く反省しております。武蔵塾長をはじめ、塾生の皆様にはご迷
惑をおかけしました。

武蔵塾では、福島の魅力を発信するツアーパッケージの作成をしました。他 LOM の皆様
と議論する中で、地域や組織は違っても、根底にあるより良い社会をつくりたいという思い
は共通しているのだと強く感じました。互いの価値観が混ざり合い、新しい気づきや学びが
生まれる瞬間は、参加できたわずかな時間の中でも大きな刺激となりました。

今回、思うように活動できなかった悔しさもありますが、この経験は必ず次へと生かして
いきます。もし再び出向の機会をいただけるのであれば、スケジュールの管理を徹底し、委
員会の一員として恥じない行動ができるよう努めてまいります。

結びに、出向の機会を与えてくださった金成理事長をはじめ、日頃より支えてくださった
須賀川青年会議所の皆様に心より感謝申し上げます。そして、次年度出向される皆様には、
ぜひ一つひとつの機会を大切に、多くの出会いや経験を自らの成長につなげていただい
ければ幸いです。

監事講評

監 事 阿部貞治

監 事 小林 智

「楽業偕悦 ～仲間の力～」のスローガンのもと運動・活動してきた金成理事長をはじめとするメンバーの皆さん 1 年間大変お疲れ様でした。スタートとなった 2 月 21 日新年会、理事長挨拶の冒頭で、急激に変化する社会において、高い志を持った仲間と共に困難に立ち向かいながら、仲間と共に事業（業）を楽しみ、よろこ（悦）びをとも（偕）にし、明るい豊かな社会に向けた運動に邁進していくという力強い言葉がありました。

この想いを受けたメンバーの皆さん、組織として、また、一人ひとり個人として、年度当初に掲げたそれぞれの基本方針、事業計画は達成できたでしょうか。

2025 年度は、創立 60 周年記念式典を開催し、これまでの先輩諸兄が築いてきた歴史を振り返るとともに、そこから始まる新たな歴史の第一歩を歩み始めるという大きな責任のある 1 年間だったと思います。

そのような中で、3 月例会の子どもたちの交流事業「ウィンターキッズ 2025」や 5 月例会「翠ヶ丘公園美化事業」など、地域の方々や他団体の皆さんの協力を得ながら、当初から一人ひとりが責任を持ち、楽しみ、悦びをともにしながら事業を展開できたことで、その想いがご協力頂いた皆さんにまで広がっていったことを私達も感じることができました。また、2 月 26 日に発災した大船渡市大規模森林火災では、福島県内各 LOM の中でも迅速に数多くの救援物資をお届けし対応したことは、普段から仲間や地域を考え、想い、行動しているからこそその迅速な対応であったと思います。さらに、7 月に行われた創立 60 周年記念式典では、創立 50 周年、55 周年記念式典を経験された OB の方々の協力を頂きながら、これまで歩んできた歴史への敬意を表すとともに、新たな未来への第一歩を力強くスタートすることができました。OB が次代を想い行動する、それを受けた現役メンバーが藻掻きながら考え行動していく、そして、その想いや行動が更なる次代へと繋がっていく。この青年会議所運動の 3 信条である修練・奉仕・友情。このことを当初から最後まで改めて実感し、共有できた 1 年でした。

事業を計画していく過程では、いくつもの困難があったかと思います。しかし、最後まであきらめず事業が成功に終わったのは、皆さんが困難を恐れず、信念を持って行動してきたからこそだと思います。これからもメンバー一人ひとりが助け合い、仲間と共に事業を楽しみ、悦びを偕にし、より多くの方々とつながっていくことで、想いが広がっていき、明るい豊かな社会（地域）へと繋がることと思います。

当初は厳しい意見や発言などがあったとは思いますが、それはメンバーの皆さんに我々がいわせ須賀川で、どうあるべきかを十分理解して運動・活動を行って頂きたい期待によるものでした。私たち監事にとって、とても貴重で充実した一年を共に過ごせたことに、心より感謝申し上げます。（公社）須賀川青年会議所の益々のご発展と、メンバーの皆さんの更なる活躍を祈願して監事講評とさせていただきます。

一年間大変お世話になりました。

2025年度 公益社団法人須賀川青年会議所 収支決算書
2025年1月1日から2025年12月31日まで

(単位:円)

科目	予算額	補正予算額	決算額	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
(1)基本財産運用収入	500	500	443	
基本財産利息収入	500	500	443	
(2)入会金収入	120,000	220,000	220,000	
特別会員入会金収入	120,000	120,000	120,000	4人×30,000円
新入会員入会金収入	0	100,000	100,000	新入会員 2名
(3)会費収入	2,600,000	2,600,000	2,600,000	
正会員会費収入	2,600,000	2,600,000	2,600,000	
(4)補助金等収入	500,000	452,000	452,000	須賀川市交流事業補助金 452,000円(2025冬)
地方公共団体補助金収入	500,000	452,000	452,000	
(5)寄付金収入	890,000	870,000	870,000	
OB協力金	700,000	700,000	700,000	500,000円(60周年式典)
協賛金	190,000	170,000	170,000	関係団体より170,000円(地域10月)
その他寄付金	0	0	0	
(6)雑収入	500	1,684	6,141	
受取利息収入	500	1,476	4,206	
その他雑収入	0	208	1,935	
(7)登録料収入	600,000	1,262,760	1,262,760	60周年3月587,760円 60周年式典570,000円
登録料	600,000	1,262,760	1,262,760	地域10月105,000円 5,000円×21名
事業活動収入計	4,711,000	5,406,944	5,411,344	
2. 事業活動支出				
(1)事業費支出	3,270,000	4,050,159	3,863,592	
総務広報委員会運営費	150,000	140,000	133,693	
地域活性化委員会運営費	1,600,000	1,587,063	1,454,644	
まちづくり委員会運営費	0	0	0	
組織拡大室運営費	20,000	20,000	13,592	
60周年委員会	1,500,000	2,303,096	2,261,663	
(2)管理費支出	2,366,780	2,407,458	2,364,197	
会議費	25,000	25,000	28,050	
通勤手当	60,000	60,000	60,000	
給与手当	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
労働保険料	18,520	18,520	17,520	
旅費交通費	0	0	0	
通信運搬費	183,000	183,000	185,967	
消耗品費	130,000	140,000	118,638	
消耗什器備品費	0	0	0	
水道光熱費	0	0	0	
リース料	190,080	190,080	190,080	コピー機リース 13,090×2ヶ月分 会計ソフト代
印刷製本費	130,900	130,900	130,990	総会資料製本代・年賀状代
賃借料	231,000	231,000	231,000	19250×12ヶ月
広報費	100,000	110,000	110,000	
渉外費	190,000	190,000	176,560	
委託費	0	0	0	
保険料	0	0	0	
図書費	33,400	33,400	33,400	
慶弔費	10,000	10,000	0	
登記変更手数料	600	600	600	
選挙管理委員会費	0	0	0	
次年度事務費	10,000	10,000	9,460	
褒賞費	20,000	40,000	38,132	
例会運営費	33,000	33,000	33,000	
諸謝金	0	0	0	
雑費	1,280	1,958	800	
(3)負担金支出	679,220	709,600	669,350	
その他負担金	90,000	90,000	90,000	すすめる会
出向者負担金	0	0	0	
JCI負担金	55,770	64,350	64,350	
日本JC負担金	408,000	421,000	421,000	
国際協力資金	47,450	54,750	54,750	
WeBelieve購読料	78,000	79,500	39,250	
事業活動支出計	6,316,000	7,167,217	6,897,139	
事業活動収支差額	▲ 1,605,000	▲ 1760273	-1,485,795	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
(1)特定資産取崩収入	0	0	0	
周年事業積立金取崩収入	0	0	0	
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出				
当期収支差額	▲ 1,605,000	▲ 1760273	-1,485,795	
前期繰越収支差額	1,317,237	2,892,443	2,892,443	
次期繰越収支差額	1,317,237	1,132,170	1,406,648	

正味財産増減計算書
2025年1月1日から2025年12月31日まで

(単位:円)

科目名	2025年度予算額	2025年度決算額	差異
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	500	443	△ 57
基本財産利息	500	443	△ 57
受取入会金	120,000	220,000	100,000
特別会員入会金	120,000	120,000	0
新入会員入会金	0	100,000	100,000
受取会費	2,600,000	2,600,000	0
正会員会費	2,600,000	2,600,000	0
新入会員会費	0	0	0
事業収益	600,000	1,262,760	662,760
登録料	600,000	1,262,760	662,760
懇親会費	0	0	0
広告料	0	0	0
販売	0	0	0
雑収益	0	0	0
受取補助金等	500,000	452,000	△ 48,000
受取国庫補助金	0	0	0
地方公共団体補助金	500,000	452,000	△ 48,000
受取民間補助金	0	0	0
受取補助金等振替額	0	0	0
受取負担金	0	0	0
受取負担金	0	0	0
受取負担金振替額	0	0	0
受取寄付金	890,000	870,000	△ 20,000
OB協力金	700,000	700,000	△ 0
協賛金	190,000	170,000	△ 20,000
その他寄付金	0	0	0
受取寄付金振替額	0	0	0
雑収益	500	6,141	5,641
受取利息収入	500	4,206	3,706
その他雑収入	0	1,935	1,935
経常収益計	4,711,000	5,411,344	700,344

科目名	2025年度予算額	2025年度決算額	差異
(2)経常費用			
事業費	4,917,232	5,543,895	626,663
会議費	129,200	187,778	58,578
通勤手当	54,000	54,000	0
給与手当	1,300,000	900,000	△ 400,000
福利厚生費	116,668	115,768	△ 900
旅費交通費	535,000	1,270,760	735,760
通信運搬費	196,500	457,983	261,483
消耗品費	653,000	392,910	△ 260,090
消耗什器備品費	0	100,000	100,000
水道光熱費	0	0	0
印刷製本費	320,000	170,000	△ 150,000
賃借料	562,864	923,644	360,780
広報費	125,000	242,720	117,720
渉外費	30,000	30,000	0
委託費	370,000	190,000	△ 180,000
保険料	65,000	53,200	△ 11,800
図書費	0	30,000	30,000
諸謝金	0	130,145	130,145
雑費	460,000	294,987	△ 165,013
管理費	1,383,768	1,353,244	△ 30,524
会議費	8,800	10,864	2,064
通勤手当	6,000	6,000	0
給与手当	100,000	100,000	0
福利厚生費	1,852	1,752	△ 100
旅費交通費	0	0	0
通信運搬費	91,500	92,984	1,484
消耗品費	26,000	23,728	△ 2,272
消耗什器備品費	0	0	0
水道光熱費	0	0	0
印刷製本費	130,900	130,990	90
賃借料	84,216	84,216	0
広報費	20,000	22,000	2,000
渉外費	200,000	176,560	△ 23,440
委託費	600	600	0
保険料	0	0	0
図書費	33,400	33,400	0
諸謝金	0	0	0
雑費	1,280	800	△ 480
その他負担金	679,220	669,350	-9,870
国際青年会議所負担金	55,770	64,350	8,580
日本青年会議所負担金	408,000	421,000	13,000
国際協力金	47,450	54,750	7,300
WeBelieve購読料	78,000	39,250	△ 38,750
他団体負担金	90,000	90,000	0
出向者負担金	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
経常費用計	6,316,000	6,897,139	581,139
評価損益等調整前当期経常増減額	-1,605,000	-1,485,795	119,205
特定資産評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	-1,605,000	-1,485,795	119,205

科目名	2025年度予算額	2025年度決算額	差異
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	0	0	0
建物売却益	0	0	0
車両運搬具売却益	0	0	0
什器備品売却益	0	0	0
土地売却益	0	0	0
借地権売却益	0	0	0
電話加入権売却益	0	0	0
特定資産取崩収入	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産売却損	0	0	0
建物売却損	0	0	0
車両運搬具売却損	0	0	0
什器備品売却損	0	0	0
土地売却損	0	0	0
借地権売却損	0	0	0
電話加入権売却損	0	0	0
特定資産取得支出	0	0	0
	0	0	0
災害損失	0	0	0
災害損失	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
(3) 他会計振替額			
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	-1,605,000	-1,485,795	119,205
一般正味財産期首残高	4,315,346	2,848,704	△ 1,466,642
一般正味財産期末残高	2,710,346	1,362,909	△ 1,347,437
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	0	0	0
受取国庫補助金	0	0	0
受取地方公共団体補助金	0	0	0
受取民間補助金	0	0	0
受取国庫助成金	0	0	0
受取地方公共団体助成金	0	0	0
受取民間助成金	0	0	0
受取負担金	0	0	0
受取負担金	0	0	0
受取寄付金	0	0	0
受取寄付金	0	0	0
固定資産受贈益	0	0	0
土地受贈益	0	0	0
投資有価証券受贈益	0	0	0
特定資産評価益	0	0	0
特定資産評価益	0	0	0
特定資産評価損	0	0	0
特定資産評価損	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	4,108,242	1,362,909	△ 1,347,437

正味財産増減計算書内訳表
2025年1月1日から2025年12月31日まで

科目名	公益目的事業会計				収益事業等会計				法人会計	内部取引消去	合計
	公1 青少年育成事業	公2 地域活性化事業	共通	計	他1 研修事業	他2 交流親睦事業	共通	計			
I 一般正味財産増減の部											
1. 経常増減の部											
(1) 経常収益											
基本財産運用益	0	443	443	0	0	0	0	0	0	0	443
基本財産利息	0	443	443	0	0	0	0	0	0	0	443
受取入金金	0	110,000	110,000	0	0	0	22,000	22,000	88,000	0	220,000
特別会員入金金	0	60,000	60,000	0	0	0	12,000	12,000	48,000	0	120,000
新入会員入金金	0	50,000	50,000	0	0	0	10,000	10,000	40,000	0	100,000
受取会費	0	1,222,000	1,222,000	0	0	27,023	492,977	520,000	858,000	0	2,600,000
正会員会費	0	1,222,000	1,222,000	0	0	27,023	492,977	520,000	858,000	0	2,600,000
新入会員会費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業収益	587,760	0	692,760	0	0	570,000	-0	570,000	0	0	1,262,760
登録料	587,760	0	692,760	0	0	570,000	-0	570,000	0	0	1,262,760
懇親会費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広告料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
販売	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取補助金等	452,000	0	452,000	0	0	0	0	0	0	0	452,000
受取国庫補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方公共団体補助金	452,000	0	452,000	0	0	0	0	0	0	0	452,000
受取民間補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取補助金等振替額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取負担金振替額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取寄付金	0	0	170,000	0	0	500,000	-0	500,000	200,000	0	870,000
OB協力金	0	0	0	0	0	500,000	-0	500,000	200,000	0	700,000
協賛金	0	0	170,000	0	0	0	0	0	0	0	170,000
その他寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取寄付金振替額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑収益	0	6,141	6,141	0	0	0	0	0	0	0	6,141
受取利息収入	0	4,206	4,206	0	0	0	0	0	0	0	4,206
その他雑収入	0	1,935	1,935	0	0	0	0	0	0	0	1,935
経常収益計	1,039,760	1,338,584	2,653,344	2,653,344	0	1,097,023	514,977	1,612,000	1,146,000	0	5,411,344
(2) 経常費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業費	2,328,378	0	3,705,746	3,705,746	293,979	1,544,170	0	1,838,149	0	0	5,543,895
会議費	32,593	0	105,185	0	16,296	66,297	0	82,593	0	0	167,778
通勤手当	18,000	0	36,000	0	9,000	9,000	0	18,000	0	0	54,000
給与手当	300,000	0	600,000	0	150,000	150,000	0	300,000	0	0	900,000
福利厚生費	105,256	0	110,512	0	2,628	2,628	0	5,256	0	0	115,788
旅費交通費	1,145,760	0	1,265,760	0	5,000	5,000	0	5,000	0	0	1,270,760
通信運搬費	67,193	0	115,790	0	18,597	323,596	0	342,193	0	0	457,983
消耗品費	56,523	0	104,319	0	17,796	270,795	0	288,591	0	0	382,910
消耗什器備品費	0	0	0	0	0	100,000	0	100,000	0	0	100,000
水道光熱費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
印刷製本費	120,000	0	170,000	0	0	0	0	0	0	0	170,000
賃借料	186,604	0	620,820	0	63,162	239,662	0	302,824	0	0	923,644
広報費	55,720	0	106,720	0	16,500	119,500	0	136,000	0	0	242,720
渉外費	0	0	10,000	0	0	20,000	0	20,000	0	0	30,000
委託費	100,000	0	140,000	0	0	50,000	0	50,000	0	0	190,000
保険料	15,000	0	53,286	0	0	0	0	0	0	0	53,286
図書費	0	0	0	0	0	30,000	0	30,000	0	0	30,000
諸謝金	0	0	120,145	0	0	10,000	0	10,000	0	0	130,145
雑費	125,730	0	147,295	0	0	147,692	0	147,692	0	0	294,987
管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	1,353,244	0	1,353,244
会議費	0	0	0	0	0	0	0	0	10,964	0	10,964
通勤手当	0	0	0	0	0	0	0	0	6,000	0	6,000
給与手当	0	0	0	0	0	0	0	0	100,000	0	100,000
福利厚生費	0	0	0	0	0	0	0	0	1,752	0	1,752
旅費交通費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通信運搬費	0	0	0	0	0	0	0	0	92,984	0	92,984
消耗品費	0	0	0	0	0	0	0	0	23,728	0	23,728
消耗什器備品費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水道光熱費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
印刷製本費	0	0	0	0	0	0	0	0	130,990	0	130,990
賃借料	0	0	0	0	0	0	0	0	84,216	0	84,216
広報費	0	0	0	0	0	0	0	0	22,000	0	22,000
渉外費	0	0	0	0	0	0	0	0	176,560	0	176,560
委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	600	0	600
保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
図書費	0	0	0	0	0	0	0	0	33,400	0	33,400
諸謝金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑費	0	0	0	0	0	0	0	0	800	0	800
その他負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国際青年会議所負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	64,350	0	64,350
日本青年会議所負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	421,000	0	421,000
国際協力金	0	0	0	0	0	0	0	0	54,750	0	54,750
WeBelieve購読料	0	0	0	0	0	0	0	0	39,250	0	39,250
他団体負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	90,000	0	90,000
出向者負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常費用計	2,328,378	0	3,705,746	0	293,979	1,544,170	0	1,838,149	1,353,244	0	6,897,139
評価損益等調整前当期経常増減額	-1,288,619	1,338,584	-1,052,402	0	-293,979	-447,147	514,977	-226,149	-207,244	0	-1,485,795
特定資産評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	-1,288,619	1,338,584	-1,052,402	0	-293,979	-447,147	514,977	-226,149	-207,244	0	-1,485,795
2. 経常外増減の部											
(1) 経常外収益											
固定資産売却益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
什器備品売却益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電話加入権売却益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産取崩収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用											
固定資産売却損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
什器備品売却損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電話加入権売却損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産取得支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
災害損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
災害損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 他会計振替額											
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	-1,288,619	1,338,584	-1,052,402	0	-293,979	-447,147	514,977	-226,149	-207,244	0	-1,485,795
一般正味財産期首残高	0	2,848,704	2,848,704	0	0	0	0	0	0	0	2,848,704
一般正味財産期末残高	-1,288,619	4,187,288	1,796,302	0	-293,979	-447,147	514,977	-226,149	-207,244	0	1,362,909
II 指定正味財産増減の部											
受取補助金等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取地方公共団体補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取民間補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産受贈益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土地受贈益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資有価証券受贈益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産評価益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産評価損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産評価損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	-1,288,619	4,187,288	1,796,302	0	-293,979	-293,978	514,977	-226,149	-207,244	0	1,362,909

貸借対照表

2025年12月31日現在

(単位: 円)

科 目	当年度	前年度	差 異	備考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	1,392,849	2,892,443	▲ 1,499,594	
現金	11,291	13,021	▲ 1,730	
普通預金	1,381,558	2,879,422	▲ 1,497,864	
未収入金	0	0	0	
立替金	13,799	0	13,799	
流動資産合計	1,406,648	2,892,443	▲ 1,485,795	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	1,772,870	1,772,870	0	
基本財産合計	1,772,870	1,772,870	0	
(2) その他の固定資産				
電話加入権	155,284	155,284	0	
周年事業引当金	0	0	0	
その他の固定資産合計	155,284	155,284	0	
固定資産合計	1,928,154	1,928,154	0	
資産合計	3,334,802	4,820,597	▲ 1,485,795	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	0	0	0	
前受金	0	0	0	
流動負債合計	0	0	0	
2. 固定負債				
固定負債合計	0	0	0	
負債合計	0	0	0	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
補助金	0	0	0	
寄付金	0	0	0	
指定正味財産合計	0	0	0	
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)	
2. 一般正味財産				
一般正味財産	3,334,802	4,820,597	▲ 1,485,795	
一般正味財産合計	3,334,802	4,820,597	▲ 1,485,795	
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)	
正味財産合計	3,334,802	4,820,597	▲ 1,485,795	
負債および正味財産合計	3,334,802	4,820,597	▲ 1,485,795	

貸借対照表(内訳)

2025年12月31日現在

(単位: 円)

科 目	公益目的事業 会計	収益事業等 会計	法人会計	内部取引消 去	合計
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金預金	835,207	0	557,642	0	1,392,849
現金	6,774	0	4,517	0	11,291
普通預金	828,433	0	553,125	0	1,381,558
未収入金	0	0	0	0	0
立替金	0	13,799	0	0	13,799
流動資産合計	835,207	13,799	557,642	0	1,406,648
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
定期預金	1,772,870	0	0	0	1,772,870
基本財産合計	1,772,870	0	0	0	1,772,870
(2) その他の固定資産					
電話加入権	0	0	155,284	0	155,284
周年事業引当金	0	0	0	0	0
その他の固定資産合計	0	0	155,284	0	155,284
固定資産合計	1,772,870	0	155,284	0	1,928,154
資産合計	2,608,077	13,799	712,926	0	3,334,802
II 負債の部					
1. 流動負債					
未払金	0	0	0	0	0
前受金	0	0	0	0	0
流動負債合計	0	0	0	0	0
2. 固定負債					
固定負債合計	0	0	0	0	0
負債合計	0	0	0	0	0
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
補助金	0	0	0	0	0
寄付金	0	0	0	0	0
指定正味財産合計	0	0	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産				0	0
一般正味財産	2,608,077	13,799	712,926	0	3,334,802
一般正味財産合計	2,608,077	13,799	712,926	0	3,334,802
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	2,608,077	13,799	712,926	0	3,334,802
負債および正味財産合計	2,608,077	13,799	712,926	0	3,334,802

財産目録
2025年12月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金	手元保管		11,291
	預金	普通預金 須賀川信用金庫本店	運転資金として	1,381,558
	未収入金			0
	立替金			13,799
流動資産合計				1,406,648
(固定資産)				
基本財産	基本財産	定期預金 須賀川信用金庫本店	公益目的保有財産であるため、 公益目的事業費に充当している。	1,772,870
その他固定資産	電話加入権	電話加入権		155,284
固定資産合計				1,928,154
資産合計				3,334,802
(流動負債)				
	未払金			0
	前受金			0
流動負債合計				0
(固定負債)				
固定負債合計				0
負債合計				0
正味財産				3,334,802

財務諸表に対する注記

2025年12月31日現在

1. 継続事業の前提に関する注記
該当なし。
2. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券評価基準及び評価方法
該当なし。
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
該当なし。
 - (3) 固定資産の減価償却の方法
該当なし。
 - (4) 引当金の計上基準
該当なし。
 - (5) キャッシュフロー計算書における資金の範囲
該当なし。
 - (6) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
3. 会計方針の変更
2011年度より「公益法人会計基準」（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会）を適用
4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高
基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は次のとおりである。

単位：円

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	1,772,870	0	0	1,772,870
小 計	1,772,870	0	0	1,772,870
合 計	1,772,870	0	0	1,772,870
科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
小 計	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

5. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳
基本財産及び特定資産の財源等の内訳は次のとおりである。

単位：円

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当)	(うち一般正味財産からの充当)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	1,772,870	0	0	0
小 計	1,772,870	0	0	0
合 計	1,772,870	0	0	0
科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当)	(うち一般正味財産からの充当)	(うち負債に対応する額)
特定資産				
小 計	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

6. 担保に供している資産
該当なし。

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
該当なし。

8. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高
債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は次のとおりである
単位：円

科 目	債権金額	貸倒引当金の当期末残高	当期末残高
前受金	0	0	0
合 計	0	0	0

9. 保証債務等の偶発債務
該当なし。

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし。

11. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は次のとおりである。

単位：円

補助金の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
福島県地域づくり総合支援事業補助金	福島県農中地方振興局	0	0	0	0	
須賀川市観光交流課補助金	須賀川市	0	452,000	452,000	0	
すかがわ魅力創出補助金	須賀川市	0	0	0	0	
すかがわ魅力創出補助金	須賀川市	0	0	0	0	
合 計		0	452,000	452,000	0	

12. 基金及び代替基金の増減額及びその残高
該当なし。

13. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
該当なし。

14. 関連当事者との取引の内容
該当なし。

15. キャッシュフロー計算書の資金の範囲及び重要な非資金取引
該当なし。

16. 重要な後発事象
該当なし。

17. その他
該当なし。

監査報告書

公益社団法人須賀川青年会議所

理事長 金成 優輔 殿

公益社団法人須賀川青年会議所

監事

阿部 貞治



監事

小林 智



私達は、2025年1月1日から2025年12月31日までの会計年度における会計及び業務の監査を行い、以下の通り報告する。

1. 監査方法の概要

- (1) 会計監査について、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手段を用いて計算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査について、理事会及びその他の会議に出席し、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討した。

2. 監査意見

- (1) 収支計算書・正味財産増減計算書・貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の金額と一致し、法人の収支状況及び財産状態を正しく表示しているものと認められる。
- (2) 事業は事業計画に基づき適正に執行されており、また事業報告の内容は真実であると認められる。
- (3) 理事の職務執行に関する不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事項はないと認められる。

以上

2 0 2 6 年度
事業計画、収支予算

万里一空

～仲間と共に～

第 62 代 理事長 吉田 敦

【はじめに】

昨年、(公社)須賀川青年会議所は創立 60 周年という大きな節目の年を迎えました。この半世紀を超える歴史は、地域を思い行動し続けてこられた先輩諸兄のたゆまぬ努力と、地域の皆様の温かいご支援の積み重ねの賜物です。私たちは心からの敬意と感謝を胸に刻み、この地域で脈々と築き上げられてきた歴史や想いを、次の世代につないでいけるよう、本年度も会員一丸となって精進してまいります。

本年度のスローガンに掲げた「万里一空」には、一つの目標に向かって目的や、やるべきことを見失わずに努力するという意味があります。これは、(公社)須賀川青年会議所が目指す、いわせ須賀川の「明るい豊かな社会の実現」に向けて、志を持って仲間と共に歩み続けるという想いを込めました。社会情勢が大きく変化する今だからこそ、目先の利益や成果にとらわれることなく、地域の未来を共に見据え、行動を積み重ねることが重要であると私は考えます。

私は、2016 年に(公社)須賀川青年会議所に入会し、本年で 10 年目を迎えます。入会当初は、右も左もわからない状況でしたが、参加することを第一に考え活動してきました。この 10 年の間に LOM で多くの役職を経験し、更には 6 回の出向する機会を与えていただきました。中でも 2021 年の出向で福島ブロック協議会の委員長を務めた経験は、私にとって大きな転機となりました。当時は、新型コロナウイルスの影響で、密接に集まることを避ける風潮があり、事業を行う際は対面での開催が困難な状況でした。そのような環境でも、新しいカタチでの事業を構築し、WEB を活用した事業などを展開することができたのは、仲間のサポートはもちろんですが、全員が同じ目標に向かって行動し続けた結果だと確信しています。

青年会議所が与えてくれる多くの機会、その機会に対して真剣に向き合い、諦めずに最後までやり遂げることでしか得られない経験や学びは、私を各段に成長させてくれました。特に、固定観念にとらわれず、あらゆる変化に適応し、異なる視点からより広く、深い視野を持つことを学びました。この経験を活かし、目標に向かって、やるべきことを見失わ

ずに努力を続け、仲間と共に、本年度の事業を展開してまいります。

【未来ある子どもたちに価値のある経験を】

地域の未来を担う子どもたちにとって、最も大切なのは「体験」です。文字や映像から多くの情報を得て学ぶことも重要ですが、実際に自ら体験し、感じることでしか得られない学びがあります。いわせ須賀川は自然豊かな地域であり、私たち（公社）須賀川青年会議所は、「スキー教室」や「キャンプ」、「ネイチャーゲーム」等といった、この自然を活かした数多くの事業を展開し「価値のある経験」を心がけ活動してまいりました。さらに、ここ数年の試みとして、沖縄県の子どもたちに雪を送る事業を行い、本物の雪に触れた子どもたちの感想や、友達や家族と一緒に雪で遊ぶ姿を見て、「視覚・触覚・感覚」に刺激を与える貴重な体験と心に残る価値ある経験を届けることができたと感じています。

その場所、その時間でしか体験できない経験は子どもたちにとって、かけがえのない財産になります。いわせ須賀川には、豊かな自然や地域に根ざした祭りをはじめ、多くの地域資源があふれています。私たち（公社）須賀川青年会議所は、地域資源を活用した体験事業を構築し、子どもたちが地域に親しみを感じながら、学びや成長につながる機会を提供してまいります。

【魅力あふれるまちづくり】

普段の暮らしの中で、当たり前のように存在しているものには、視点を変えることで新たな価値が生まれる可能性を秘めています。

私たちの活動エリアである、いわせ須賀川は須賀川市・鏡石町・天栄村の3つの市町村からなっています。近年のまちづくり事業では、須賀川市のムシテックワールドと連携した「スマイルキッズ」や「翠ヶ丘公園の美化事業」、昨年は天栄村で実施した「オータムキッズ」といった様々な事業を展開し、（公社）須賀川青年会議所と地域の団体や行政との連携を深めながら、まちづくりを進めてまいりました。まだまだ多くの魅力があるいわせ須賀川ですが、本年は鏡石町にスポットを当て、鏡石町の魅力あふれる地域資源を行政や企業、各種団体と連携し、多様な立場の人々と協働することで、新たなまちづくり事業を展開し、地域との繋がりを生み出してまいります。

【持続性のある組織運営と親しみやすい情報発信】

単年度制である青年会議所は、会員により多くの機会が与えられるという大きなメリットがある一方、持続性に欠けるといった課題もあります。組織の人事は、単年度制ですが、組織そのものは継続していくため、総会等において意思決定された事項については、年度を越えて持続させていくことが求められます。そのため、総会・例会・理事会等の各種会議が円滑に運営できるように、DXやICTの活用を継続することで、情報の共有・各種会議の運営をよりスムーズかつ最適化された形で実行してまいります。

また、広報活動の一環として（公社）須賀川青年会議所の活動を、SNS を利用し情報を発信し続けていますが、昨年は Instagram に注力した結果フォロワーが 1000 名以上増えました。発信内容や表現を工夫することで、一方的な情報発信ではなく、興味を引き、共感を得られるように心がけ、幅広い世代の人々や各種団体に、私たちの活動を知ってもらえるよう、本年も各 SNS の特性を活かして（公社）須賀川青年会議所としての各事業や、いわせ須賀川の魅力を伝えるために情報発信を継続して取り組んでまいります。

【次代に繋げる会員拡大とリーダー育成】

全国的に青年会議所は会員減少の傾向にあり、私たち（公社）須賀川青年会議所においても例外ではありません。かつては 100 名を超える会員が在籍しておりましたが、本年度は 22 名という少人数でのスタートとなるため、これまで以上に会員拡大に力を入れる必要があります。

会員拡大は運動そのものでもあり、会員一人ひとりが拡大意識を持ち、新たな仲間を迎えることで途切れることなく継続して JC 運動・JC 活動を行っていくためにも、定期的に拡大会議の実施や新入会員候補者となりえる青年経済人の情報共有、活動エリア内の青年経済人を集めた異業種交流会等を開催し、一丸となって志を共に成長したいと願う仲間を増やしてまいります。

青年会議所の「使命」は、青年が社会へより良い変化をもたらすために、リーダーシップの開発と成長の機会を提供することであり、社会により良い変化をもたらす運動を起こすことができるようになることです。私たちは、その機会に真摯に向き合い、目的に向けて率先して行動を起こし、果敢に挑戦することで、今後の社会を担い、どんな状況下でも挑戦し続ける強いリーダーへと成長することが、次の世代が率いる（公社）須賀川青年会議所の、組織力向上につながっていくと確信しています。

【結びに】

私は（公社）須賀川青年会議所に入会してからの、この 10 年でたくさんの方たちから成長する機会を提供していただきました。そして、時に困難な状況であっても、ここを乗り越えることで、自己成長できると信じて行動してきました。

どんな困難なときも、共に励まし合い、背中を押してくれる仲間の存在が、私を前へ進ませてくれました。会員一人ひとりが誰かのため、そして地域のために行動することで、その行動が他者との共感を生み、結束力が高まります。自分や仲間を信じ、そして行動に移すことで、組織はさらなる発展を遂げると確信しております。

本年度、私たち（公社）須賀川青年会議所は創立 62 年目を迎えます。60 年の歴史に続く新たな一歩を踏み出し、地域のために誠心誠意行動し、志を持って歩み続けてまいります。

仲間と共に。

事業計画

- ◆ 青少年健全育成事業
- ◆ まちづくり事業
- ◆ 会員研修事業
- ◆ 各種会議の円滑な運営
- ◆ 会員数の拡大

2026年度 公益社団法人須賀川青年会議所 年間スケジュール

	例会・総会	(公社)須賀川青年会議所が委員会を通して行う事業	担当	(公社)須賀川青年会議所が諸団体と協力(参画)して行う事業
1月	定時総会	(元朝詣り) 例会・総会	2025年組織拡大 総務広報	京都会議
2月	2月例会	新年会	総務広報	新春の集い【福島】
3月	3月例会	青少年健全育成事業	青少年共育	
4月	4月例会	異業種交流会	三役	しゃくなげCUP【伊達】
5月	5月例会	まちづくり事業	まちづくり	
6月	6月例会	会員親睦事業	総務広報	ASPAC【新潟】
7月	7月例会	新入会員セミナー	三役	ブロック大会【本宮】 サマーコンファレンス【横浜】
8月	8月例会	青少年健全育成事業	青少年共育	
9月	臨時総会	例会・総会	総務広報	東北青年フォーラム【鶴岡】
10月	10月例会	まちづくり事業	まちづくり	全国大会【神戸】
11月	11月例会	会員研修事業	理事	松明あかし 卒業式【喜多方】
12月	12月例会	卒業式	総務広報	

公益目的事業について

事業番号	事業の内容	当該事業の 事業比率
公 1	青少年育成事業	90.2%

〔1〕事業の概要について（注1）

（1）趣旨（目的）

青少年の心身両面の健やかな成長に寄与することを目的とし、体験活動、共同作業などを通して子供たちの自主性・協調性を養い、体力の増強を図るための事業を実施する。

また、芸術や文化を通じて郷土の文化や歴史への理解、郷土愛を養うことを目的とした事業を行う。

（2）内容

- ・ 子ども達が、他地域の子ども達との体験活動・共同生活を通して互いの地元文化や価値観の違いを理解しながら友情を育むための事業。
- ・ 次世代を担う子ども達に絵画や作文など、芸術を通して郷土の文化や歴史への理解、郷土愛を養う事業。
- ・ スポーツを通して協調性や体力の増強を図る事業。

なお、取り上げるテーマは例年固定ではなく、毎年その時々地域の実情を反映されたテーマを選択することにより、本事業を形骸化させることのないよう企画していく。

（3）対象

主にいわせ須賀川地域の青少年

（4）財源等

この事業実施に係る費用（会場借上費用・謝金等）は全額当法人が負担し、原則参加者の負担は無いが、事業の趣旨・内容・規模によっては参加者から実費分として参加料を徴収することがある。また事業の性質において一般企業、個人、行政機関などからの協賛金、寄付金、補助金を受けることもある。

（5）委託等

専門性を必要とする体験活動や旅券の手配等については、一部を委託する場合がある。

※今年度実施する事業

○福島県の雪を通じて、県外の子ども達にもPRを行う事業（冬）

○福島県に他地域から子ども達を呼び込み、福島の子ども達と交流する事業（夏）

実施日：冬の事業 令和8年3月7日

：夏の事業 令和8年8月8日

対象：福島県及び他地域交流先の小学校中高学年の児童

参加人数：冬の事業 会員全員・いわせ須賀川の児童30名

：夏の事業 会員全員・いわせ須賀川の児童30名・県外の児童

ボランティアスタッフ若干名

概要： 本事業は冬、夏に実施するものであり、冬の事業としては福島の子ども達が楽しむ姿を県外に発信し、福島県のPRを行う事業として、福島の子ども達が楽しみながら想いを込めて、雪を詰め、福島県の素晴らしさを伝える。また県外の子ども達には雪を送り直接見て触ってもらうことにより、感受性を高め、福島県への興味を高める事業を実施する。夏の事業は、地域の自然や文化、伝統を活かした体験を通して、子ども達が仲間と協力しながら挑戦し、達成する喜びを感じられる場を創出します。

財源 委員会事業費：¥50,000、参加費：¥300,000、補助金：¥1,200,000、寄付金：¥360,000

※過去の実績

○大風掲揚事業

実施日：令和3年11月

対象：須賀川市内小学生を中心とした地域市民

概要：座間市の大風をきっかけに友好交流都市協定締結の経緯を知り、震災当時の須賀川市の状況や座間市が行った復興支援を学ぶことで、防災意識の向上につなげた事業を実施した。

財源：会費、福島県地域創生総合支援事業補助金

委託等：座間市大風保存会並びに一般社団法人座間青年会議所に大風作成と須賀川の地で掲揚を行う際の講師と講師補助として協力を得た。

○夏の他地域交流事業

実施日：令和5年8月

対象：いわせ須賀川管内の小学生と座間市の小学生

概要：友好交流都市の座間市の子ども達を呼び、いわせ須賀川の子ども達と1泊2日の宿泊事業で時間を共にし、交流することの大切さや素晴らしさを肌で感じてもらい、今後、必要となるDXに触れ、興味を持つ場を作り、学びの場を提供する事業を実施した。

財源：会費、サポート補助金、協賛金

協賛：須賀川商工会議所、須賀川ロータリークラブ、須賀川ぼたんロータリークラブ、国際ソロプチミスト須賀川、いわせオリオンライオンズクラブ、福島空港と地域開発をすすめる会、須賀川ライオンズクラブ、須賀川中央ライオンズ

委託先：㈱リビングロボットにDXの使用方法などを御教示頂いた。

○オータムキッズ

実施日：令和7年10月

対象：いわせ須賀川管内の小学生

概要：1泊2日の宿泊体験の中で、地域の子どもたちの交流、自然体験、社会体験を通じて子どもたちに五感を養う機会を提供し、主体性・協調性・リーダーシップを学ぶことを目的とする事業を行った。

財源：会費、協賛金

協賛：須賀川商工会議所、須賀川ロータリークラブ、須賀川ぼたんロータリークラブ、国際ソロプチミスト須賀川、いわせオリオンライオンズクラブ、福島空港と地域開発をすすめる会、須賀川ライオンズクラブ、須賀川中央ライオンズ

委託先：(一社)天栄村ふるさと夢学校にタイル制作や天栄米袋制作の講師協力を得た。

〔2〕事業の公益性について

定款（法人の事業又は目的）上の根拠		定款第3条、第4条第1項、第5条第1項第2号、第5号
事業の種類 (別号の表)	(本事業が左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載して下さい。)	
7	本事業は、青少年を対象に、体験活動、共同作業、子どもたちの自主性・協調性を養い、体力の増強を図るためのプログラムを実施し青少年の心身両面の健やかな成長に寄与する点で、「児童または青少年の健全な育成」に該当すると考える。	
19	本事業は、青少年を対象に、芸術を通じた共同作業において地域への愛情を育んでもらうとともに、自分たちの住む地域の魅力を発信することにより地域の発展に寄与する点で、「地域社会の健全な発展」とも関連すると考える。	
(本事業が不特定多数者の利益の増進に寄与するといえる事実を記載して下さい（注2）。)		
チェックポイント事業区分		チェックポイントに該当する旨の説明
(4) 体験活動等		1. 本事業は次世代の地域社会を担う青少年の心身の成長

区分ごとのチェックポイント 1. 当該体験活動が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置づけ、適当な方法で明らかにしているか。 2. 公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。(例：テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか) 3. 体験活動に専門家が適切に関与しているか。	を促し、子どもたちの健全な育成を目的としており、定款第5条第1項第2号（児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業）及び第5号（文化および芸術の振興を目的とする事業）に記載するとともに、地域広報誌やHPなどを通して市民に明らかにしています。 2. 本活動は地域の風習・伝統行事に関する素材や、土地柄・自然条件の特色を生かしたアクティビティを取り入れることにより、互いの文化や言葉、価値観の違いを理解しながら友情を育むプログラムとしています。当会議所が行う子ども達の自主性や協調性を養う体験活動のプログラム内容は多岐にわたりますが、担当委員会が子ども達の心身向上を目的としたプログラムを研究して立案し、理事会の承認を得て、事業を行っており、特定の業界団体の販売促進や共同宣伝にはなっておりません。 3. 現地少年自然の家のスタッフや看護師等の同伴により、安全管理や体調管理を徹底するなど、体験活動の内容により専門家が関与したほうが良い場合には、理事会で協議し、専門家の参加や助言を得られる体制を作っております。
(8) キャンペーン、〇〇月間	
区分ごとのチェックポイント 1. 当該キャンペーンが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置づけ、適当な方法で明らかにしているか。 2. 公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。(例：テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか) 3. (要望・提案を行う場合には、) 要望・提案の内容を公開しているか。	1. 本事業は芸術や文化を通して自分たちの住む地域の魅力を発信することにより、地域の発展に寄与することを目的としており、定款代5条第1項第3号（地域社会の健全な発展を目的とする事業）及び第5号（文化および芸術の振興を目的とする事業）に記載するとともに、看板は公共施設内に設置しているため公に公開されています。 2. 本事業は郷土の文化や歴史への理解を深め、郷土愛を養う内容をテーマ（須賀川の釈迦堂川花火大会や牡丹など）に、子どもたちに看板をかいってもらうものであり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないことは明らかなです。 3. 要望・提案は行っていないため、該当しません。
(14) 表彰・コンクール	
区分ごとのチェックポイント 1. 当該表彰、コンクールが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的と位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 選考が公正に行われることになっているか。 3. 選考に当たって専門家が適切に関与しているか。 4. コンクールの受賞者・作品・授賞理由を公表しているか。 5. 受賞者や候補者に対して当該表彰に係る金銭的な負担を求めているか。	1. 本事業は、作文・絵画等の作品と通じて郷土愛を養う内容をテーマに、子ども達から募集するものであり、定款第5条第1項第2号（児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業）及び第5号（文化及び芸術の振興を目的とする事業）に記載するとともに、募集要項には公益的な目的であることを記載して教育委員会を通じて各学校に配布するなど、明らかにしております。 2. 選考は、募集者の名前を伏せた上で、多数の会員がポイント制にして、その合計ポイントで機械的に選考しているため、利害関係を排除しており、公正に選考しております。 3. 選考は現役メンバー20名及び外部の専門家を交えて行っております。本年度も落語家の林家正蔵氏に依頼しております。 4. 受賞者は表彰式及び新聞等の報道機関で公表されております。また、作品は表彰式及びHPで公表しております。 5. 一切ございません。
「展示会、〇〇ショー」用	

1. 該当「展示会・〇〇ショー」が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	1. 座間市の大風をきっかけに友好交流都市締結の経緯を知り、東日本大震災当時の状況や座間市が行った復興支援を学び防災意識の向上に繋げております。また、作品は市民交流センターtetteに一定期間設置し、HPやSNS等で公表しております。
2. 公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。	2. 掲揚の様子を動画で撮影し展示会場でQRコードから視聴できるようにしております。また、大風の展示と共にパネル展を行い、須賀川市、座間市の歴史や東日本大震災当時の状況や支援の内容を展示しております。
3. (出展者を選定する場合、) 出展者の資格要件を公表するなど、公正に選定しているか。	3. 選定・公表・出展は行っていないため、該当しません。

〔3〕本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注3）

許認可の名称	
根拠法令	
許認可等行政機関	

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載して下さい。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載して下さい。

注2 「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考にしてください。

注3 記載した認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載して下さい。

公益目的事業について

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率
公2	地域活性化事業	4.3%

〔1〕事業の概要について（注1）

(1) 趣旨（目的） 自分たちが住むまちをより良くするため、様々な手法によってこのいわせ須賀川地域の美化事業を行い、地域のすばらしさ・郷土愛を再度問いかけると共に、外部からの観光など集客に繋がるような事業展開を行い、合わせて地域の人々が交流を図れるような場を設けるなど地域が活気溢れる事業を計画実施する。また、これらの事業を通じて災害復興に向けた支援等も行い、いわせ須賀川地域の健全な発展と活性化に寄与することを目的とする。 (2) 事業 地域社会の健全な発展を実現するため、市民を対象に講座、セミナー、体験活動などを行う。なお、取り上げるテーマは例会固定ではなく、毎年その時々地域の実情を反映させたテーマを選択することにより、本事業を形骸化させることのないよう企画していく。 1. 地域社会の健全な発展を促す事業 2. 人々の交流を図るための事業 3. 文化的活動を通じた交流事業 4. 災害復興支援及び風評被害対策を目的とする事業 (3) 対象 主にいわせ須賀川地域 及び その地域住民 (4) 財源等 この事業実施に係わる費用（会場借上費用・謝金等）は全額当法人が負担し、原則参加者の負担は無いが、事業に趣旨・内容・規模によっては参加者から実費分として参加料を徴収することがある。また事業の性質において、一般企業、個人、行政機関などからの協賛金、寄付金、補助金を受けることもある。また、物品販売を行いこれに伴う収益は、その事業内において消化する。

(5) 委託等
講演会の講師や専門性を必要とする活動等については、一部を委託する場合がある。

※今年度実施する事業

○地域企業や各種団体の魅力を発信する事業

実施日：令和 8 年 5 月

参加人数：県内地域住民

概要：参加者が須賀川の飲食店を利用することで、お店に新しい顧客との接点生まれ、イベントを通じ参加者同士の交流が促進され、新たなコミュニティ形成に繋がる事業を行う。

財源：会費¥40,000

○いわせ須賀川地域活性化事業

実施日：令和 8 年 10 月

参加人数：主にいわせ須賀川地域 及び その地域住民

概要：いわせ須賀川のさらなる地域活性化のために、これまで以上に地域や様々な団体と協力することで、今まで行ってきた事業を継続し、今まで以上の規模で行い、新たな試みを取り入れることにより、様々な体験をしてもらう事ができる。子ども達に笑顔や夢を与え、賑わいのあるまちづくり事業を行う。

財源：会費¥40,000

※過去の実績

○地域施設(公園)の美化事業

実施日：令和 3 年度

参加人数：主にいわせ須賀川地域 及び その地域住民

概要：日本の都市公園 100 選にも選定されている翠ヶ丘公園が昨年、Park-PFI 事業予定者が決定し様々な施設がこれから拡充し、より魅力ある公園へと変わろうとしている。そうした中、公園の美化事業を実施することにより、翠ヶ丘公園の魅力を対外的に宣伝し、集客性を高め、まちの賑わいを創出できる事業を行いました。

財源：会費

○翠ヶ丘公園美化事業

実施日：令和 7 年度

対象者：会員全員・福島へら鮎会会員 30 名、福島県立須賀川創英館高等学校ボランティア 25 名、一般社団法人座間青年会議所会員、へら鮎会の子供たち

概要：近年開発が進む翠ヶ丘公園において、池の美化事業を実施することで、子供たちが自然に触れ、学ぶ機会を提供した。また、特定外来種の駆除をすることで新池を本来の姿に戻していき、さらに池の美化事業を通じて公園の魅力を発信し、認知度の向上。SNS やメディアを活用し来園者を増し、地域の賑わいの活性化を促進する事業を行った。

財源：会費

〔2〕事業の公益性について

定款（法人の事業又は目的）上の根拠	定款第 3 条、第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項第 2 号、第 5 号
事業の種類 (別号の表)	(本事業が左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載して下さい。)
19	本事業は、市民を対象に、講座、セミナー、体験活動などを行い、地域の持つ特色や魅力を認識し、地域への愛情を育んでもらうと共に、街づくりに対する意識の高揚や地域産業の育成、発展に寄与する。また、地元の伝統的な行事に実行委員会からの企画・参加することにより地域の活性化を図る。さらには県外にて地元の PR 活動を行うことで地域の発展に寄与する。これらの点で、「地域社会の健全な発展」に該当すると考える。
3	本事業は、東日本大震災の一日も早い復興に寄与することを目的として、ボランティア活動、イベントの開催等を行うものであり、「障害者もしくは生活困窮者又は事故、災害もしくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業」とも関連すると考える。

	る。
18	地方選公開討論会など、地域へ政治の関心を向上させるために講演を開催するものであり、地域社会の発展を地方政治という切り口で考える機会を広く一般に提供することにより公益に寄与するため、結果「国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業」に関連すると考える。
(本事業が不特定多数者の利益の増進に寄与するといえる事実を記載して下さい(注2)。)	
チェックポイント事業区分	チェックポイントに該当する旨の説明
(4) 体験活動等	
区分ごとのチェックポイント 1. 当該体験活動等が不特定多数の者の有益の増進に寄与することを主たる目的と位置づけ、適当な方法で明らかにしているか。 2. 公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。 3. 体験活動に専門家が適切に関与しているか。	1. 本事業は伝統文化のかかわりを通じて郷土への愛情と誇りを認識し、能動的に多くの市民と力を合わせ行動する意思を育むため、共に参加・支援・観覧の面から盛り上げ継承することを通じて、市民の郷土への愛情と誇りを醸成し、活気溢れる地域社会の形成につなげることを目的としており、定款第5条第1項第3号(地域社会の健全な発展を目的とする事業)に記載しており、実施の際には、HPやチラシ等で公益事業である旨の趣旨を明らかにしているため、問題ないと考えます。 2. 本活動は、420年以上ある伝統文化を継承する昔ながらの工法による松明作成から点火するまでの過程を県外の団体や市民と共に体験することで、いわせ須賀川地域の文化や郷土愛を育む。 3. 松明作成に関しては松明を盛り立てる会に指導を仰ぎながら製作している。
(8) キャンペーン、〇〇月間	
区分ごとのチェックポイント 1 当該キャンペーンが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的と位置づけ、適当な方法で明らかにしているか。 2 公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。 3 要望・提案の内容を公開しているか。	1. 本事業は関係機関や他団体等と連携して、福島空港や県内の観光地をPRし県内への誘客の促進や、いわせ須賀川地域の一般企業や団体等の協力のもと地域の活性化に資することを目的に実施しており、定款第5条第1項第3号(地域社会の健全な発展を目的とする事業)及び第7号(風評被害対策を目的とする事業)実施の際には、HPやチラシ等で公益事業である旨の趣旨を明らかにしているため、問題ないと考えます。 2. 須賀川市の観光交流課と協議し、効果的なPRを検討したうえで行う事業であり、市が発行しているパンフレット等を用いてるため、問題ありません。 3. 他県等から、観光に来てもらうことを要望としたパンフレットを配布するため、問題ありません。
(3) 講座、セミナー、育成	
区分ごとのチェックポイント 1. 当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的と位置づけ、適当な方法で明らかにしているか。 2. 当該講座等を受講する機会が、一般に公開されているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。 3. 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為 4. 講師等に対して過大な報酬が支払われること	1. 本事業は地域社会の直面する諸課題について、広く受講者を募り、専門的知識や技能等の普及や人材の育成を行い、その解決・改善を図るための手法として本事業を開催することで、地域社会の健全な発展に寄与することを目的としており、定款第5条第1項第3号(地域社会の健全な発展を目的とする事業)、及び第4号(教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発展に寄与し、又は豊かな人間性を涵養する事を目的とする事業)HPやチラシ等により広く公表しております。 2. 本事業は、関心のある者すべてに開放するものであり、HPやチラシを配布・掲示することにより公表することから、受益の機会は一般に開かれております。 3. 本事業は、専門的知識の普及を行うためのセミナーであるので、確認行為については問われませんが、専門的知識を有する者に講師を依頼しております。 4. 講師には、当該専門的知識に相応しい謝金を支払うが、当法人の活動に対する理解や協力をいただく事で、一般の相場より減額していただく事に努めてお

になっていないか。	り、過大な報酬とならないよう次回において十分検討を行っています。
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	5.
区分ごとのチェックポイント 1. 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。） 2. 事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。） ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか） イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適正に関与しているか） ウ 審査・選考の公正の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われる事となっているか） エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか） （注）2.（事業の合目的性）ア～エは例示	1. 事業を通して、定款第1章第5条7号（災害復興支援および風評被害対策を目的とする事業）に記載しているように、震災後の一日も早い復旧・復興に寄与することを目的としており、地域全体を対象としているため、不特定多数でない者の利益増進へ寄与を主たる目的にあたりません。 2. . ア 受益の機会の公開方法は理事会により決定しており、当団体のホームページやブログ、新聞にて事前に告知するなどで受益の機会が一般に開かれております。 イ 官公庁や関係諸団体の担当者を通じて事前に受益者のニーズを情報収集し、過去の実績などを参考することによって事業の質を確保する。 ウ 審査・選考は該当しません。 エ 本事業は、官公庁や各関係団体の協力

〔3〕本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注3）

許認可の名称	
根拠法令	
許認可等行政機関	

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載して下さい。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるように記載して下さい。

注2 「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考にしてください。

注3 記載した認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載して下さい。

その他の事業（相互扶助等事業）について

事業番号	事業の内容	定款（法人の事業又は目的）上の根拠
他1	研修事業	定款第5条第2項1号

事業の概要	
新入会予定者および入会年度の浅い会員を対象としたセミナーを実施し、本会議所の存在意義・価値を理解してもらい各人の役割と責任を自覚し今後の運営に反映させます。また、会員を対象とした地域のリーダーとして地域に求められる人材育成に繋がるセミナーを計画実施致します。 また、会員の資質を高める事業を行う。	
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注）	
許認可の名称	
根拠法令	
許認可等行政機関	

注 記載した認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載して下さい。

その他の事業（相互扶助等事業）について

事業番号	事業の内容	定款（法人の事業又は目的）上の根拠
他 2	交流親睦事業	定款第 5 条第 2 項第 2 号
事業の概要		
例年行っている新年会・総会・例会を通じて他団体との親睦交流を図るとともに、その他開催される会合・イベントにおいてより多くの地域住民の方々とも交流を図る。 また、これら入会が見込まれる会員予定者との交流し、会員拡大を図り今後の運営の一助とする。		
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注）		
許認可の名称		
根拠法令		
許認可等行政機関		

注 記載した認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載して下さい。

2026年度 公益社団法人須賀川青年会議所 収支予算書(案)
2026年1月1日から2026年12月31日まで

(単位:円)

科目	2026年度予算額 1/1～12/31	2025年度決算額	差異(参考)	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
(1)基本財産運用収入	670	443	227	
基本財産利息収入	670	443	227	
(2)入会金収入	120,000	220,000	▲ 100,000	
特別会員入会金収入	120,000	120,000	0	4人×30,000円
新入会員入会金収入	0	100,000	▲ 100,000	
(3)会費収入	2,640,000	2,600,000	40,000	22人×120,000円
正会員会費収入	2,640,000	2,600,000	40,000	
(4)補助金等収入	1,200,000	452,000	748,000	市補助金 400,000円 サポート補助金 800,000円
地方公共団体補助金収入	1,200,000	452,000	748,000	
(5)寄付金収入	360,000	870,000	▲ 510,000	
OB協力金	200,000	700,000	▲ 500,000	
協賛金	160,000	170,000	▲ 10,000	青少年委員会 8月
その他寄付金	0	0	0	
(6)雑収入	500	6,141	▲ 5,641	
受取利息収入	500	4,206	▲ 3,706	
その他雑収入	0	1,935	▲ 1,935	
(7)登録料収入	60,000	1,262,760	▲ 1,202,760	3月登録料 2,000円×30人=60,000円
登録料	60,000	1,262,760	▲ 1,202,760	
事業活動収入計	4,381,170	5,411,344	▲ 1,030,174	
2. 事業活動支出				
(1)事業費支出	1,850,000	3,863,592	▲ 2,013,592	
総務広報委員会	83,000	133,693	▲ 50,693	
青少年委員会	1,670,000	1,454,644	215,356	補助金1,200,000円 協賛金360,000円 委員会事業費50,000円
まちづくり委員会	80,000	0	80,000	
組織拡大費	17,000	13,592	3,408	
60周年委員会	0	2,261,663	▲ 2,261,663	
(2)管理費支出	1,995,600	2,364,197	▲ 368,597	
会議費	16,000	28,050	▲ 12,050	
通動手当	60,000	60,000	0	
給与手当	1,000,000	1,000,000	0	
労働保険料	18,520	17,520	1,000	
旅費交通費	0	0	0	
通信運搬費	150,000	185,967	▲ 35,967	
消耗品費	100,000	118,638	▲ 18,638	最低プリントチャージ料金(1,188円(税込)/月)
消耗什器備品費	0	0	0	
水道光熱費	0	0	0	
リース料	190,080	190,080	0	コピー機リース 13,090円(税込)×12ヶ月 会計ソフト代33,000円
印刷製本費	11,000	130,990	▲ 119,990	
賃借料	231,000	231,000	0	19,250×12ヶ月
広報費	110,000	110,000	0	
渉外費	20,000	176,560	▲ 156,560	
委託費	0	0	0	
保険料	0	0	0	
図書費	33,400	33,400	0	
慶弔費	10,000	0	10,000	
登記変更手数料	600	600	0	
選挙管理委員会費	0	0	0	
次年度事務費	3,000	9,460	▲ 6,460	
褒賞費	20,000	38,132	▲ 18,132	
例会運営費	22,000	33,000	▲ 11,000	
諸謝金	0	0	0	
雑費	0	800	▲ 800	
(3)負担金支出	535,570	669,350	▲ 133,780	
その他負担金	60,000	90,000	▲ 30,000	すすめる会
出向者負担金	0	0	0	
JCI負担金	46,420	64,350	▲ 17,930	
日本JC負担金	356,000	421,000	▲ 65,000	
国際協力資金	40,150	54,750	▲ 14,600	
WeBelieve購読料	33,000	39,250	▲ 6,250	
事業活動支出計	4,381,170	6,897,139	▲ 2,515,969	
事業活動収支差額	0	▲ 1,485,795	1,485,795	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
(1)特定資産取崩収入	0	0	0	
周年事業積立金取崩収入	0	0	0	
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出				
当期収支差額	0	▲ 1,485,795	1,485,795	
前期繰越収支差額	1,406,648	2,892,443	▲ 1,485,795	
次期繰越収支差額	1,406,648	1,406,648	0	

正味財産増減計算書
2026年1月1日から2026年12月31日まで

(単位:円)

科目名	2026年度予算額 1/1～12/31まで	2025年度補正予算額 1/1～12/31(参考)	差異
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	670	500	▲ 170
基本財産利息	670	500	▲ 170
受取入会金	120,000	170,000	50,000
特別会員入会金	120,000	120,000	0
新入会員入会金	0	50,000	50,000
受取会費	2,640,000	2,600,000	▲ 40,000
正会員会費	2,640,000	2,600,000	▲ 40,000
新入会員会費	0	0	0
事業収益	60,000	1,282,760	1,222,760
登録料	60,000	1,282,760	1,222,760
懇親会費	0	0	0
広告料	0	0	0
販売	0	0	0
雑収益	0	0	0
受取補助金等	1,200,000	452,000	▲ 748,000
受取国庫補助金	0	0	0
地方公共団体補助金	1,200,000	452,000	▲ 748,000
受取民間補助金	0	0	0
受取補助金等振替額	0	0	0
受取負担金	0	0	0
受取負担金	0	0	0
受取負担金振替額	0	0	0
受取寄付金	360,000	890,000	530,000
OB協力金	200,000	700,000	500,000
協賛金	160,000	190,000	30,000
その他寄付金	0	0	0
受取寄付金振替額	0	0	0
雑収益	500	1,684	1,184
受取利息収入	500	1,684	1,184
その他雑収入	0	0	0
経常収益計	4,381,170	4,114,184	▲ 266,986

(2)経常費用			
事業費	3,320,980	5,739,391	2,418,411
会議費	48,800	138,200	89,400
通勤手当	48,000	54,000	6,000
給与手当	960,000	1,300,000	340,000
福利厚生費	64,816	116,668	51,852
旅費交通費	200,000	1,260,760	1,060,760
通信運搬費	195,000	226,500	31,500
消耗品費	258,000	638,000	380,000
消耗什器備品費	0	0	0
水道光熱費	0	0	0
印刷製本費	80,000	320,000	240,000
賃借料	553,864	758,144	204,280
広報費	91,500	162,720	71,220
渉外費	0	30,000	30,000
委託費	486,000	370,000	▲ 116,000
保険料	215,000	75,000	▲ 140,000
図書費	0	0	0
諸謝金	0	0	0
雑費	120,000	289,399	169,399
管理費	1,039,690	708,226	▲ 331,464
会議費	12,200	9,800	▲ 2,400
通勤手当	12,000	6,000	▲ 6,000
給与手当	200,000	100,000	▲ 100,000
福利厚生費	3,704	1,852	▲ 1,852
旅費交通費	0	0	0
通信運搬費	75,000	91,500	16,500
消耗品費	20,000	26,000	6,000
消耗什器備品費	0	0	0
水道光熱費	0	0	0
印刷製本費	11,000	130,900	119,900
賃借料	84,216	84,216	0
広報費	22,000	22,000	0
渉外費	30,000	200,000	170,000
委託費	600	600	0
保険料	0	0	0
図書費	33,400	33,400	0
諸謝金	0	0	0
雑費	0	1,958	1,958
その他負担金	535,570		▲ 535,570
国際青年会議所負担金	46,420	62,205	15,785
日本青年会議所負担金	356,000	417,750	61,750
国際協力金	40,150	52,925	12,775
WeBelieve購読料	33,000	78,750	45,750
他団体負担金	60,000	90,000	30,000
出向者負担金	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
経常費用計	4,381,170	6,447,617	2,066,447
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	0	0	0

2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
固定資産売却益	0	0	0
建物売却益	0	0	0
車両運搬具売却益	0	0	0
什器備品売却益	0	0	0
土地売却益	0	0	0
借地権売却益	0	0	0
電話加入権売却益	0	0	0
特定資産取崩収入	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産売却損	0	0	0
建物売却損	0	0	0
車両運搬具売却損	0	0	0
什器備品売却損	0	0	0
土地売却損	0	0	0
借地権売却損	0	0	0
電話加入権売却損	0	0	0
特定資産取得支出	0	0	0
災害損失	0	0	0
災害損失	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
(3) 他会計振替額			
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	4,315,346	4,108,242	▲ 207,104
一般正味財産期末残高	4,315,346	4,108,242	▲ 207,104
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	0	0	0
受取国庫補助金		0	0
受取地方公共団体補助金	0	0	0
受取民間補助金	0	0	0
受取国庫助成金		0	0
受取地方公共団体助成金		0	0
受取民間助成金		0	0
受取負担金	0	0	0
受取負担金	0	0	0
受取寄付金	0	0	0
受取寄付金	0	0	0
固定資産受贈益	0	0	0
土地受贈益	0	0	0
投資有価証券受贈益	0	0	0
特定資産評価益	0	0	0
特定資産評価益	0	0	0
特定資産評価損	0	0	0
特定資産評価損	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	4,315,346	4,108,242	▲ 207,104

正味財産増減計算書内訳表
2026年1月1日から2026年12月31日まで

科目名	公益目的事業会計				収益事業等会計				法人会計	内部取引消去	合計
	公1 青少年育成事業	公2 地域活性化事業	共通	計	他1 研修事業	他2 交流親睦事業	共通	計			
I 一般正味財産増減の部											
1. 経常増減の部											
(1) 経常収益											
基本財産運用益	0	0	670	670	0	0	0	0	0	0	670
基本財産利息	0	0	670	670	0	0	0	0	0	0	670
受取入会金	0	0	60,000	60,000	0	0	12,000	12,000	48,000	0	120,000
特別会員入会金	0	0	60,000	60,000	0	0	12,000	12,000	48,000	0	120,000
新入会員入会金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取会費	50,000	80,000	926,000	1,056,000	4,000	96,000	428,000	528,000	1,056,000	0	2,640,000
正会員会費	50,000	80,000	926,000	1,056,000	4,000	96,000	428,000	528,000	1,056,000	0	2,640,000
新入会員会費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業収益	60,000	0	0	60,000	0	0	0	0	0	0	60,000
登録料	60,000	0	0	60,000	0	0	0	0	0	0	60,000
懇親会費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広告料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
販売	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取補助金等	1,200,000	0	0	1,200,000	0	0	0	0	0	0	1,200,000
受取国庫補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方公共団体補助金	1,200,000	0	0	1,200,000	0	0	0	0	0	0	1,200,000
受取民間補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取補助金等振替額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取負担金振替額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取寄付金	360,000	0	0	360,000	0	0	0	0	0	0	360,000
OB協力金	200,000	0	0	200,000	0	0	0	0	0	0	200,000
協賛金	160,000	0	0	160,000	0	0	0	0	0	0	160,000
その他寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取寄付金振替額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑収益	0	0	500	500	0	0	0	0	0	0	500
受取利息収入	0	0	500	500	0	0	0	0	0	0	500
その他雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常収益計	1,670,000	80,000	987,170	2,737,170	4,000	96,000	440,000	540,000	1,104,000	0	4,381,170
(2) 経常費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業費	2,247,180	433,120	0	2,680,300	284,590	376,590	0	661,180	0	0	3,320,980
会議費	18,300	12,200	0	30,500	9,150	9,150	0	18,300	0	0	48,800
通動手当	18,000	12,000	0	30,000	9,000	9,000	0	18,000	0	0	48,000
給与手当	460,000	200,000	0	660,000	150,000	150,000	0	300,000	0	0	960,000
福利厚生費	55,556	3,704	0	59,260	2,778	2,778	0	5,556	0	0	64,816
旅費交通費	185,000	10,000	0	195,000	0	5,000	0	5,000	0	0	200,000
通信運搬費	135,000	25,000	0	160,000	15,000	20,000	0	35,000	0	0	195,000
消耗品費	150,000	25,000	0	175,000	15,000	68,000	0	83,000	0	0	258,000
消耗什器備品費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水道光熱費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
印刷製本費	80,000	0	0	80,000	0	0	0	0	0	0	80,000
賃借料	326,324	84,216	0	410,540	63,162	80,162	0	143,324	0	0	553,864
広報費	44,000	31,000	0	75,000	0	16,500	0	16,500	0	0	91,500
渉外費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託費	470,000	0	0	470,000	0	16,000	0	16,000	0	0	486,000
保険料	215,000	0	0	215,000	0	0	0	0	0	0	215,000
図書費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
諸謝金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑費	90,000	30,000	0	120,000	0	0	0	0	0	0	120,000
管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	1,039,690	0	1,039,690
会議費	0	0	0	0	0	0	0	0	12,200	0	12,200
通動手当	0	0	0	0	0	0	0	0	12,000	0	12,000
給与手当	0	0	0	0	0	0	0	0	200,000	0	200,000
福利厚生費	0	0	0	0	0	0	0	0	3,704	0	3,704
旅費交通費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通信運搬費	0	0	0	0	0	0	0	0	75,000	0	75,000
消耗品費	0	0	0	0	0	0	0	0	20,000	0	20,000
消耗什器備品費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水道光熱費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
印刷製本費	0	0	0	0	0	0	0	0	11,000	0	11,000
賃借料	0	0	0	0	0	0	0	0	64,216	0	64,216
広報費	0	0	0	0	0	0	0	0	22,000	0	22,000
渉外費	0	0	0	0	0	0	0	0	30,000	0	30,000
委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	600	0	600
保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
図書費	0	0	0	0	0	0	0	0	33,400	0	33,400
諸謝金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国際青年会議所負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	48,420	0	48,420
日本青年会議所負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	356,000	0	356,000
国際協力金	0	0	0	0	0	0	0	0	40,150	0	40,150
WeBelieve購読料	0	0	0	0	0	0	0	0	33,000	0	33,000
他団体負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	60,000	0	60,000
出向者負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常費用計	2,247,180	433,120	0	2,680,300	284,590	376,590	0	661,180	1,039,690	0	4,381,170
評価損益等調整前当期経常増減額	-577,180	-353,120	987,170	56,870	-280,590	-280,590	440,000	-121,180	64,310	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	-577,180	-353,120	987,170	56,870	-280,590	-280,590	440,000	-121,180	64,310	0	0
2. 経常外増減の部											
(1) 経常外収益											
固定資産売却益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
什器備品売却益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電話加入権売却益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産取崩収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用											
固定資産売却損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
什器備品売却損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電話加入権売却損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産取得支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
災害損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
災害損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 他会計振替額											
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	-577,180	-353,120	987,170	56,870	-280,590	-280,590	440,000	-121,180	64,310	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	4,315,346	4,315,346	0	0	0	0	0	0	4,315,346
一般正味財産期末残高	-577,180	-353,120	5,302,516	4,372,216	-280,590	-280,590	440,000	-121,180	64,310	0	4,315,346
II 指定正味財産増減の部											
(1) 指定正味財産増減の部											
受取補助金等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取地方公共団体補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取民間補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産受贈益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土地受贈益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資有価証券受贈益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産評価益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産評価益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産評価損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産評価損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
正味財産期末残高	-577,180	-353,120	5,302,516	4,372,216	-280,590	-280,590	440,000	-121,180	64,310	0	4,315,346

公益社団法人須賀川青年会議所定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人（以下、「本会議所」という。）は、公益社団法人須賀川青年会議所
（英文名 Junior Chamber International Sukagawa）と称する

(事 務 所)

第 2 条 本会議所は、主たる事務所を福島県須賀川市に置く。

(目 的)

第 3 条 本会議所は青年の立場において会員の連携と指導力の啓発に努めるとともに明るい豊かな地域社会の創造並びに日本の平和と繁栄に寄与し、国際的理解と親善を深める事を目的とする。

(運 営 の 原 則)

第 4 条 本会議所は特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。
2 本会議所は、特定政党のために利用しない。
3 本会議所は、剰余金の分配を行うことができない。

(事 業)

第 5 条 本会議所は第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 政治・経済・社会及び文化等に関する調査研究及びその改善に資する事業。
- (2) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業。
- (3) 地域社会の健全な発展を目的とする事業。
- (4) 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養する事を目的とする事業。
- (5) 文化および芸術の振興を目的とする事業。
- (6) 地球環境の保全又は自然環境の保護および整備を目的とする事業。
- (7) 災害復興支援および風評被害対策を目的とする事業。
- (8) その他、公益目的を達成するための事業。

2 本会議所は、公益事業の推進に資するために必要に応じて次の事業を行う。

- (1) 指導力啓発の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を促進する事業。
- (2) 国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所及び国内、国外の青年会議所並びにその他の諸団体と連携し、相互の理解と親善を増進する事業。
- (3) その他、本会議所の目的を達成するために必要な事業。

3 第 1 項および第 2 項の事業については福島県において行うものとする。

(事 業 年 度)

第 6 条 本会議所の事業年度は毎年 1 月 1 日に始まり同年 12 月 31 日に終わる。

第 2 章 会 員

(会員の種類および資格)

第 7 条 本会議所の会員は、次の 4 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正 会 員

須賀川市およびその周辺に居住又は勤務する 20 歳以上 40 歳未満の品格ある青年で理事会において入会を承認された者をいう。ただし事業年度中に 40 歳に達した者は、その事業年度の終了まで 正会員としての資格を有する。

(2) 特別会員

40 歳に達した年度の末日まで正会員であったもので理事会において承認された者をいう。

(3) 名誉会員

本会議所に功労あるもので、理事会において承認された者をいう。

(4) 賛助会員

本会議所の趣旨に賛同しその発展を助成しようとする個人、法人又は団体で理事会において入会を承認された者をいう。

- 2 前項の正会員のうち 40 歳に達した事業年度に本会議所の理事又は監事であった者は、前項に関わらず選任の翌事業年度に関する定時総会の終結の時まで正会員としての資格を有する。
- 3 このほか会員に関する事項は、別に定める公益社団法人須賀川青年会議所会員資格規定（以下、「会員資格規程」という。）による。

(入 会)

第 8 条 本会議所の正会員となろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 このほか入会に関する事項は、別に定める会員資格規程による。

(会 員 の 権 利)

第 9 条 正会員は、本定款に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

- 2 賛助会員、特別会員、名誉会員については、別に定める会員資格規程による。

(会 員 の 義 務)

第 10 条 本会議所の会員は、本定款その他の規程を遵守しなければならない。

(正 会 員 の 義 務)

第 11 条 本会議所の正会員は、各種会議、行事に出席する等、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

(会 費 等 の 納 入 義 務)

第 12 条 事業年度開始日に在籍している正会員及び賛助会員は、総会において定められた会費の納入義務を負うものとする。ただし、第 7 条第 2 項の正会員は、この限りでない。

- 2 正会員、特別会員及び賛助会員は、総会において定めた入会金を納入しなければならない。

(会 員 資 格 の 喪 失)

第13条 本会議所の会員は、次の事由によりその資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 正会員全員が同意したとき。(正会員に限る)

(休 会)

第14条 やむを得ぬ事由により長期間出席できない正会員は理事会の承認を得て休会することができる。ただし休会中の会費は、これを免除しない。

(退 会)

第15条 本会議所を退会しようとする会員はその年度の会費を納入して退会届を理事長に提出しなければならない。

- 2 退会は理事会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

(除 名)

第16条 本会議所の正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権数の3分の2以上の議決により除名することができる。

- (1) 本定款その他の規程に違反したとき。
 - (2) 本会議所の名誉を毀損し、または本会議所の目的遂行に反する行為をしたとき。
 - (3) 本会議所の秩序を著しく乱す行為をしたとき。
 - (4) 会費納入義務を履行しないとき。
 - (5) 出席義務を履行しないとき。
 - (6) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その会員に総会の1週間前までに、理由を付して除名をする旨の通知をし、除名の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 特別会員または賛助会員が第1項各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。
 - 4 除名が議決されたときには、当該会員に対し通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第17条 会員が第13条の規定によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 本会議所は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 3 章 総 会

(総 会 の 種 類)

第 18 条 本会議所の総会は定時総会および臨時総会の 2 種とする。

- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とし、毎年 1 月に開催する定時総会をもって、一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

(総 会 の 構 成)

第 19 条 本会議所の総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(権 限)

第 20 条 総会は、次の各号を決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 理事長候補者の選出
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにその付属明細書（以下、「計算書類等」という。）並びに財産目録の承認
- (5) 入会金、会費の額の決定並びにその変更
- (6) 次に掲げる規程の制定、変更及び廃止
 1. 会員資格規程
 2. 特定資産管理規程
 3. 役員報酬規程
- (7) 正会員の除名
- (8) 合併、事業の全部または一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
- (9) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受
- (10) 本会議所の解散及び残余財産の処分方法
- (11) 理事会において総会に付議した事項
- (12) 前各号に定めるほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(開 催)

第 21 条 定時総会は、毎年 1 月に開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が決議したとき
 - (2) 議決権の 5 分の 1 以上を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事会にあったとき

(招 集)

第 22 条 総会は、理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内の日

を臨時総会の日とする社員総会の招集の通知を発しなければならない。

- 3 総会を招集する場合には、次にあげる事項を理事会の決議によって決定しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法令で定める事項

- 4 理事長は、総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により開催日の1週間前までに正会員に通知を発しなければならない。

- 5 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(議 長)

- 第23条 総会の議長は、出席正会員のうちからこれを選出する。

(決 議)

- 第24条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項及び本定款に特に規定するものを除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、選出された候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理人書による議決権の行使)

- 第25条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、法令の定めるところにより他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議 事 録)

- 第26条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長、理事長及び正会員のうちから選任された議事録署名人2名が署名または記名押印しなければならない。

第 4 章 役 員 等

(役員の種類および数)

- 第27条 本会議所に次の役員を置く。

- (1) 理事10名以上20名以内
- (2) 監事1名以上3名以内

- 2 理事のうち、1名を理事長、2名以上3名以内を副理事長、1名を専務理事とする。

(代 表 理 事)

- 第28条 前条第2項の理事長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

(選 任 等)

第29条 理事及び監事は、総会においてこれを選任する。

- 2 理事は、正会員のうちから選任する。
- 3 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。ただし、理事長を選定する場合において、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者理事を選定する方法によることができる。
- 4 監事は、会員のうちから選任する。ただし、必要があるときは本会の会員以外の者から選任することを妨げない。
- 5 本会議所の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 本会議所の監事には、本会議所の理事（親族その他の特殊の関係がある者を含む。）及び本会議所の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。
- 7 その他、役員の選任に関して必要な事項は、別に定める規程による。

(理 事 の 職 務 ・ 権 限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより本会議所の業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、本会議所を代表し、業務を統括する。
- 3 副理事長は、理事長の職務を補佐する。
- 4 専務理事は、理事長、副理事長を補佐して業務を処理し、事務を処理する。
- 5 理事長は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監 事 の 職 務 ・ 権 限)

第31条 監事は、次に掲げる職務を行う

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところの監査報告書を作成する。
- (2) いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会議所の業務及び財産の状況を調査することができる。
- (3) 本会議所の業務並びに財産及び会計の状況を監査する。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- (5) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- (6) 総会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。
- (7) 第4号に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- (8) 前号の規定による請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間

以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知を発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(9) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(10) 理事が本会議所の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会議所に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(任 期)

第32条 理事の任期は、選任された事業年度の翌事業年度に関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、本定款に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

3 本定款に定めた理事の員数が欠けた場合、理事を補充選任しなければならない。

4 監事の任期は、選任された事業年度の翌々事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(辞 任 及 び 解 任)

第33条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

2 役員は、総会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(直 前 理 事 長 等)

第34条 本会議所に、直前理事長及び顧問（以下「直前理事長等」という。）を置くことができる。

2 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし業務について必要な助言を行う。

3 顧問は、会員のうちから選出し理事会の決議によって選任する。

4 顧問は、理事長の諮問に答え、業務について参考としての意見を述べることができる。

5 直前理事長等は理事会に出席し、参考意見を述べることができる。

6 第32条第1項並びに第33条第1項及び第2項本文は、直前理事長等の任期、辞任及び解任にこれを準用する。

7 直前理事長等は無報酬とする。

(報 酬 等)

第35条 役員は無報酬とする。ただし、正会員以外の監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(取引の制限)

第36条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会議所の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする、本会議所との取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 本会議所と理事が、本会議所会計規程に定める上限金額を超えて第1項第1号第2号の各号に規定する取引（以下、「特別取引」という）を行おうとする場合には、その理事は第1項の規定に該当する理事会における特別取引に関する議事には議決権を有さず、その議事審議中は議場から退席しなければならない。

(責任の免除)

第37条 本会議所は、役員の一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第5章 理 事 会

(構成)

第38条 本会議所に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第39条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う

- (1) 事業計画及び収支予算の決定並びに承認
- (2) 理事長、副理事長ならびに専務理事の選定及び解任
- (3) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (4) 規程（総会で決するものを除く）の制定、変更及び廃止に関する事項
- (5) 理事の職務の執行の監督
- (6) 前各号に定めるもののほか、本会議所の業務執行の決定
- (7) その他法令及び本定款に定める事項
- 2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会議所の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体

制の整備)

(種 類 及 び 開 催)

第40条 理事会は定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定例理事会は、原則として月1回以上開催し、最低でも年10回以上開催する。
- 3 臨時理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
 - (4) 第31条第1項第7号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき。
 - (5) 理事長が欠け又は理事長に事故があり、各理事が理事会を招集したとき

(招 集)

第41条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号及び第3項第5号により理事が招集する場合及び前条3項第4号後段により監事が招集した場合を除く。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項記載した書面をもって、開催日の3日前までに各理事及び各監事、直前理事長及び顧問に対し通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第42条 理事会の議長は、出席した理事の互選とする。

(議 決)

第43条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるができない。

(議 事 録)

第44条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは出席した理事長及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

第 6 章 例会および委員会

(例 会)

第 45 条 本会議所は毎月 1 回以上例会を開く。

2 例会の運営については、理事会の決議により定める。

(委 員 会)

第 46 条 本会議所は、目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するために委員会を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長、委員をもって構成する。必要に応じて幹事を置くことができる。

3 委員長及び副委員長は、正会員のうちから理事長が理事会において選任する。

4 正会員は、理事長・副理事長・専務理事・監事及び直前理事長等を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

第 7 章 財産および会計

(財 産 の 構 成)

第 47 条 本会議所の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 会費

(3) 入会金

(4) 寄付金品

(5) 事業に伴う収入

(6) 資産から生じる収入

(7) その他の収入

(基 本 財 産)

第 48 条 基本財産は、第 5 条 1 項の事業を行うために保有する。

2 基本財産は、総会で基本財産として繰り入れることを議決した財産とする。

3 基本財産は、これを処分し、または担保に供することができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、総会において総正会員数の 3 分の 2 以上の同意を得て、その全部もしくは一部を処分し、または担保に供することができる。

4 基本財産の運用益は、第 5 条 1 項の事業に使用しなければならない。

(財 産 の 管 理 ・ 運 用)

第 49 条 本会議所の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会で別に定める規程による。

(会 計 原 則)

第 50 条 本会議所の会計は、公益法人の会計の基準その他の公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第51条 本会議所の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下、「事業計画書等」という。）については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の議決を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 事業計画書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出するとともに、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第52条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

- 第53条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第1項第5号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

- 第54条 本会議所が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金の場合には理事会の承認を得るものとし、それ以外の場合には総会において正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 2 本会議所が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとする時も、前項同様の総会の議決を得なければならない。

第 8 章 管 理

(事 務 局)

第 55 条 本会議所の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局の職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 56 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

- (1) 定款その他諸規程
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事、監事の名簿
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 定款に定める理事会及び総会の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 各事業年度に係る、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書並びにこれら附属明細書は、作成したときから 10 年間保存する。

第 9 章 情報公開及び個人情報の保護

(情 報 の 公 開)

第 57 条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、別に定める。

(個人情報の保護)

第 58 条 本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、別に定める。

(公 告)

第 59 条 本会議所の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第 10 章 定款の変更、合併及び解散

(定 款 の 変 更 等)

第 60 条 この定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により変更することができる。

- 2 公益目的事業の種類又は内容の変更（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第7条に規定する軽微な変更を除く。）などに係る定款の変更をしようとするときには、変更の認定を行政庁から受けなければならない、それ以外の定款の変更についても、行政庁へ届けなければならない。

（合併等）

第61条 本会議所は、総会において総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届けなければならない。

（解散）

第62条 本会議所は一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の4分の3以上の議決により解散することができる。

（公益目的取得財産残額の贈与）

第63条 本会議所が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額があるときは、総会の決議を経て、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の処分）

第64条 本会議所が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体または公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

（清算人）

第65条 本会議所の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

（解散後の会費の徴収）

第66条 本会議所は、法令で定める場合を除き、解散後においても清算完了の日までは、総会の議決を経てその債務を弁済するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

第11章 補 則

（委任）

第67条 本定款に別に定めるもののほか、本会議所の運営に必要な事項は、理事会の議決により、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会議所の最初の理事長は、小山雅弘とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 本定款は、2013年2月23日に改訂。

公益社団法人 須賀川青年会議所 会員資格規程

第 1 章 目 的

第 1 条

本規則は、公益社団法人 須賀川青年会議所（以下、本会議所という）会員の資格及び入会希望者の取り扱いに関する事項を規定したものである。

第 2 章 入 会

第 2 条

入会を希望するものは、在籍満2年以上の正会員2名の推薦を受け、所定の入会申し込み書を提出しなければならない。

第 3 条

前条の推薦者の資格は、次の各号の通りとする。

- （1）入会后満2カ年以上経過している者。
- （2）被推薦者に対して道義的責任を負い得る者。

第 4 条

理事長は、入会資格審査について会員開発を担当する委員会へ委託する。

第 5 条

会員開発を担当する委員会は、推薦者並びに入会希望者に面接するとともに入会資格の適否を審査しその結果を理事長に答申する。

第 6 条

理事会は答申に基づき審査し所定の研修を終了した後入会の適否を決定する。

- 2. 入会の諾否は、理事長が推薦者並びに入会申込者に書面で通知する。

第 7 条

入会を承認された者は入会金の納入をもって正会員となる。

第 8 条

本会議所会員の所属する法人及び団体等で、会員が人事異動や転勤等の都合によりやむなく退会した場合、又は卒業した場合でも、継続的に入会を希望した場合には、本会議所会員資格規程第3章における会費の納入は、前会員による会費によりこれを充当し、第2章における入会金は取らないものとする。

第 9 条

定款第12条に定める入会金並びに年会費は

入 会 金 正 会 員 総会決議により金額を決定する。

特別会員 30,000円（終身会費）

会 費 正 会 員 総会決議により金額を決定する。

（新入会員の入会年度の年会費は、総会決議により決定するものとする。）

賛助会員 1口金 10,000円（1口以上）

第10条

会費及び入会金の使途は、公益目的事業に30%以上、残りをその他の事業及び管理運営経費（法人会計）で使用する。

ただし、その他の事業の残額については、公益目的事業に使用することができる。

第 3 章 会 費 の 納 入

第 1 1 条

- (1) 正会員は、定款第 1 2 条に定める年会費を毎年 2 月末日迄に納入しなければならない。ただし、理事会の決定により分納することができる。
- (2) 卒業年度に理事長もしくは監事の職を行い、直前理事長および監事として本会議所の役員として残る場合に限り前条で定める特別会員会費のみ納入する事とする。

第 4 章 会 員 の 失 格

第 1 2 条

定款第 1 6 条に定める行為があった時は、会員開発を担当する委員会が実情を調査して理事会に報告し、理事会審議を経て総会において総正会員の 3 分の 2 以上の議決により除名することができる。

第 1 3 条

年会費を所定の納期までに納入しない会員に対しては、財務を担当する理事は勧告を行い理事会に報告しなければならない。

第 1 4 条

例会及び委員会に対して、度重なる欠席に及んだ会員の所属委員長は、会員に対して勧告を行い勧告後 1 ヶ月以内に適切なる善処の意志表示及び行為のない場合は理事会に報告する。

第 1 5 条

前条並びに第 1 1 条の報告を受けた理事会は、当該会員の過去の状況等を勘案し、その決議により退会を勧告することができる。

第 5 章 休 会

第 1 6 条

会員が病気療養・短期の不在・業務上の事由等により、一時的に本会議所活動に参加できない場合は、原則 1 年以内に限って休会できる。やむを得ない事由がある場合この限りでない。

2. 休会を希望する会員は、理事会に休会届を出し承認を得なければならない。
3. 休会中も会費・負担金納入義務を有する。

第 6 章 特 別 会 員

第 1 7 条

- (1) 定款第 7 条の有資格者で特別会員を希望する者は、所定の入会申込書を提出し所定の入会金を納入したのち特別会員となることができる。
- (2) 卒業年度を越えた直前理事長および定款に定める正会員から選任され任期満了までの監事は特別会員とする。

第 1 8 条

特別会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。但し一切の表決権及び被選挙権並びに選挙権を有しない。

第 7 章 名 誉 会 員

第 19 条

正会員及び本会議所の特別会員でない者で、本会議所に功労のあったもので理事会の推薦により名誉会員となる。

第 20 条

名誉会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。但し一切の表決権及び被選挙権並びに選挙権を有しない。

第 8 章 賛 助 会 員

第 21 条

本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人、法人及び団体は理事会の決定により賛助会員として入会することができる。但し会費を納入しない時は退会とする。

2 会員資格は1年限りとする。

第 22 条

賛助会員を希望する者は、所定の申込書を理事会に提出する。

第 23 条

賛助会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。但し一切の表決権及び被選挙権並びに選挙権を有しない。

細 則

第 24 条

本規則の施行に関する細則は、理事会の決議をもって定める。

附 則

本規定は、2013年2月1日より施行する。

2013年8月28日改訂。

2014年1月27日改訂。

公益社団法人 須賀川青年会議所 役員等選出・選任規程

第 1 章 目 的

第 1 条

本規程は、公益社団法人 須賀川青年会議所（以下、本会議所という）定款第 29 条により本会議所の次年度の役員選任等の選出の方法を定めたものである。

第 2 章 役員候補者選任の方法

第 2 条

役員候補者選任に関する事項を管理する為、毎年 6 月 1 日までに役員候補者選出管理委員会（以下「役選委員会」）を設置し、一般社団・財団法人法第 63 条第 1 項の規定により原則として 9 月臨時総会において次年度役員を選任するものとする。

第 3 章 役員候補者選出管理委員会

第 3 条

役選委員会は、理事長・直前理事長・専務理事及び運営規程第 5 条に定める各委員会より各 1 名宛互選された委員をもって構成して理事会の承認を得る。

2 役選委員会は、互選により 1 名の委員長を定める。

3 委員長は委員会を掌理する。

4 役選委員会は、役員候補者の選出並びに推薦に関する事務処理を始め理事長に報告書を提出し、原則として 9 月臨時総会において役員候補者の承認された時点で自動的に解散となる。

第 4 章 理事候補者の選出

第 4 条

理事候補者は、原則として 9 月臨時総会において役選委員会が推薦し、各々選任することで理事予定者となる。

2 前項で選任された理事予定者は、翌年 1 月定時総会終結後、正式な理事となる。

第 5 条

任期中に理事長、副理事長、専務理事に欠員を生じた場合は、理事の互選により補充される。理事に欠員を生じた場合には、本規程の手続きにより選任される。但し理事長以外の役員の欠員については理事会および定款がその必要を認めないときは欠員の補充は行わない。

第 5 章 監事候補者の選任

第 6 条

監事候補者は、原則として 9 月臨時総会において役選委員会が推薦し、推薦された監事候補者は各々選任されることで監事予定者となる。

2 前項で選任された監事候補者は、翌年 1 月定時総会終結後、正式な監事となる。

第 6 章 理事長候補者等の選出

第 7 条

役選委員会は、本規程第 4 条において選任された理事予定者の中から、1 名の理事長候補者を総会に推薦する。

2 1 月定時総会終了後、理事・監事全員の同意を得て、速やかに臨時理事会を開催し、理事長・副理事長および専務理事の選定、委員長および副委員長の選任ならびに職務分担等を協議、決定する。

3 顧問を置く場合も、前項の規定の理事会において選任するものとする。

第 7 章 直前理事長及び顧問

第 8 条

(1) 理事長任期を満了した翌年度は、直前理事長として自動的に選任される。

(2) 本会議所は、理事会の総意により顧問を置くことができる。

第 8 章 規程の改廃

(改廃)

第 9 条 本規程の改廃は理事会の議決による。

2013 年 2 月 1 日より施行。

2013 年 4 月 23 日に改訂。

2013 年 5 月 21 日に改訂。

公益社団法人 須賀川青年会議所 運営規程

第 1 章 目 的

第 1 条

本規程は、公益社団法人 須賀川青年会議所（以下、本会議所という）の運営を円滑にし、その目的達成を容易なさしめる為に、本会議所定款に基づき組織・運営等に関する事項を規定するものである。

第 2 章 理 事 会

第 2 条

理事会は、定款第 39 条に規定する事項のほか次の事項について審議する。

- 1 定款及び諸規則並びに諸規程に関する事項
- 2 例会に関する事項
- 3 会員の入退会及び除名並びに出席向上に関する事項
- 4 入会金・会費及び負担金の納期に関する事項
- 5 委員会又は部会の編成及び設置改廃に関する事項
- 6 委員会活動の助長及びその調整に関する事項
- 7 事業計画及びその実行並びに事業報告に関する事項
- 8 委員会より提案された事項
- 9 公益社団法人日本青年会議所より指示された事項
- 10 その他重要な事項

第 3 章 例会並びに出席

第 3 条

例会の開催

原則として毎月 1 回以上開催しなければならない。

例会の開催日は、理事会に於いて決定し 1 週間前迄に各会員に通知しなければならない。

第 4 条

出 席

正会員は、例会・定時総会・臨時総会・所属委員会・その他本会議所が催す会合に出席しなければならない。

- 2 例会及びその他の会合に欠席又は遅刻・早退する場合は必ず予め届け出なければならない。

第 4 章 委 員 会

第 5 条

室及び委員会の種類

定款第 4 7 条の規定により設置される委員会の名称、主たる業務及び委員数は、理事会で決議する。

また、必要に応じて室及び特別委員会を設置することができる。

2 正会員は、すべていずれかの委員会に所属しなければならない。

ただし、理事長、直前理事長、顧問、副理事長、室長、専務理事、会計理事、事務局長は、いずれの委員会にも所属しない。

第 6 条

室及び委員会の構成

各委員会には、委員長 1 名、副委員長 1 名、委員若干名をおく。

また、必要に応じて幹事 1 名ないし 2 名をおく事が出来る。

2 委員会管理及び指導役として、室長をおく事が出来る。

3 室長及び正副委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て任命する。

幹事は、正会員のうちから理事長が理事会の承認を得て任命する。

4 室長及び正副委員長及び幹事の任期は、定款第 3 2 条を準用する。

第 7 条

室及び委員会の任務

室は事業を推進するため各委員会との連絡調整を密にし、必要な場合は室会議を招集することができる。

2 室会議は、室長及び当該室の正副委員長及び幹事をもって構成する。

3 委員会の任務の指針は次の通りとし、各委員会は毎月 1 回以上会合を持ち各自の事業計画の確立と実施の推進母体となる。

(1) 総会、例会開催に関する事項

(2) 新入会員の拡大、審査及びその指導

(3) 会員の親睦を図るための各種会合の開催

(4) 指導力開発に関する調査、研究及び会員に対する標準訓練の推進

(5) 将来の地域の担い手となる人づくりの推進

(6) 文化的活動を通じ、地域の諸団体との交流

(7) 地域における教育理念を探り地域社会に対する教育意識の高揚

(8) 地域の歴史、文化等の調査、研究

(9) 福島空港を核とした広域的街づくりに関する提言の策定

(10) 国際化に対応した地域のあり方に関する調査、研究、事業の推進

(11) 周辺市町村の諸団体と活動を共にし広域的なネットワークの構築

(12) 福島空港の就航先との人的交流の推進

- (13) 青少年の育成、指導に関しての諸団体との交流
- (14) 広域的な交流のあり方に関する調査、研究
- (15) 福島空港の利活用に関する事業
- (16) 長期的見地にたった運動指針の策定と実施
- (17) 長期的地域政策のための情報収集、提供、啓蒙
- (18) 会報の発行
- (19) 社会開発運動を通じ、青年会議所運動に対する理解を得るための広報活動
- (20) その他の公聴、広報に関する事項

第 5 章 事 務 局

第 8 条

事務局の設置

本会議所の事務を処理する為、事務局を置く。

第 9 条

事務局長

事務局には、事務局長 1 名を置く。事務局長は事務局を統轄する。必要に応じて事務局次長を若干名置くことができる。事務局長は、理事の中から理事会の決議を経て理事長が任命する。

事務局には、事務局長 1 名もしくは事務局長を担当する委員会（以下、事務局担当という）を置く。

事務局担当は、事務局を統轄する。

事務局担当が 1 名の場合は理事の中から、委員会の場合は、担当する委員会を、理事長が任命する。

また、事務局長を置く場合、必要に応じて事務局次長を若干名置くことができる。

第 10 条

細 則

前 2 条の他、事務局に関して必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める本会議所庶務規程による。

第 6 章 褒 賞

第 11 条

目 的

本会議所は、青年会議所運動の高揚を図り、本会議所運動に貢献した名誉をたたえ本会議所運動の発展に資するため褒賞を行う。

第12条

審査及び決定

次の事項に該当する者、個人及び団体を、褒賞委員会を設置し審議決定する。

褒賞委員会メンバーは理事長、直前理事長、専務理事、総務関連委員長、監事、次年度理事長候補者により構成する。

- (1) 本会議所の拡大に著しく努めた者。
- (2) 本会議所運動に顕著な功績があった者。
- (3) 各種会合の出席率良好なる者。

2013年2月1日より施行する。

2013年8月28日 改訂。

2014年1月27日 改訂。

公益社団法人 須賀川青年会議所 庶務規程

第 1 章 目 的

第 1 条

本規定は、公益社団法人 須賀川青年会議所（以下、本会議所という）の管理運営を円滑にする為、事務局、会計経理、慶弔旅費等に関する事項を規定するものである。

第 2 章 事 務 局

第 2 条

事務局には、理事長が理事会の承認を得て理事の中から事務局長 1 名をおく。

第 3 条

総会及び理事会の議事録は、事務局長がこれを作成し事務局に備え付けるものとする。

第 4 条

事務局は事業年度毎に、次の分類に従い文書等を整理保存しなければならない。

- | | |
|-------------------------|---------|
| 1 本会議所の定款並びに諸規則、諸規程 | 永久保存 |
| 2 総会及び理事会の議事録 | 10 年間保存 |
| 3 本会議所内部の文書 | 5 年間保存 |
| 4 日本青年会議所及び他青年会議所関係の文書綴 | 1 年間保存 |
| 5 事務局日誌 | 3 年間保存 |

第 5 条

事務局長は、備品台帳を整備し、出入を記載し備品を完全に管理しなければならない。

第 3 章 慶 弔

第 6 条

会員の慶弔に関しては、次の基準により慶弔慰金、若しくは記念品を贈る。

- | | |
|--|----------------|
| 1 会員の結婚 | 10,000 円 |
| 2 会員の死亡 | 10,000 円 及び 花輪 |
| 3 会員の長期（1 カ月以上の病臥の場合）に亘る傷病 | 5,000 円 |
| 4 会員の配偶者の死亡 | 10,000 円 及び 花輪 |
| 5 会員の両親及び子女の死亡 | 10,000 円 及び 花輪 |
| 6 以上の外、必要と認めたとき正副理事長の協議により、これを決定し理事会に報告する。 | |

第 4 章 旅 費

第 7 条

理事長の命じた公務出張に対しては、次の通り旅費を支給する。

- 1 目的地までの往復普通料金相等額（用務の都合により特別急行料金を加算する）
- 2 宿泊料は実費相当額

附 則

本規定は、2013年2月1日より施行する。

公益社団法人 須賀川青年会議所会計規程

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条

本規程は、公益社団法人 須賀川青年会議所（以下、本会議所という）における経理処理に関する基本を定めたものであり、収入及び支出の状況並びに財政状態について、それぞれの内容を正確かつ迅速に把握し、本会議所の事業活動の計数的統制とその能率的運営を図ることを目的とする。

(会計の原則)

第 2 条

本会議所の会計は「公益法人会計基準」（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会決定）に基づいて行う。

(会計年度)

第 3 条

本会議所の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(予算及び決算)

第 4 条

本会議所の収支予算は、理事会の決議により定め、収支決算は会計年度終了後1ヶ月以内にその会計年度末の事業報告書とともに、監事の監査を受け、理事会の承認を経て総会の承認を得なければならない。

第 2 章 予 算

(予算統制の原則)

第 5 条

本会議所の会計は、すべての収支につき予算統制を行う。

(予算の編成及び管理)

第 6 条

予算の編成及び管理はそれぞれ下記の手順にて行う。

- (1) 法人会計：管理責任者は理事のうちから選任した会計担当理事とし、理事会の承認を経て理事長がこれを行う。
- (2) 公益目的事業会計及び収益事業等会計：管理責任者は委員長とし、会計担当理事の確認を受けたのち、理事会の承認を経て理事長がこれを行う。

(予算編成の原則)

第 7 条

予算は原則として収入の額の範囲内で編成しなければならない。

- 2 一物品または一取引につき10万円を超える予算を計上する場合には、最低1社以上の相見積を徴収するなど、支出額の妥当性を確保しなければならない。

(予算科目)

第 8 条

予算は収支の性質、目的に従い、款、項、目に区別する。科目改正は、理事会の決議を経て、理事長がこれを定める。

(予算編成の様式)

第 9 条

予算編成に当たっては、予算科目と事業計画との関連を明瞭になるような様式を用いるものとする。

(予算の緊急修正)

第 10 条

予算の重要な変更の必要がある場合は、理事会の決議により予算を変更することができる。

2 予算を変更した場合は、すみやかに総会または例会において、正会員へ報告するものとする。

(理事会専決事項)

第 11 条

次の事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを執行する。

- (1) 予算の執行
- (2) 緊急の必要に基づく予備費の使用
- (3) 緊急の必要に基づく軽微なる予算の変更

(予算科目外の支出)

第 12 条

予算科目外の支出をしようとする場合には理事会の承認を得なければならない。

(理事長執行事項の委任)

第 13 条

理事長は次の事項を会計担当理事に委任することができる。

- (1) 予算に基づく経常的な収入及び支出
- (2) 予算に基づく物品の購入及びその管理

(委員長の任務)

第 14 条

各担当委員長は、各事業の予算の編成とその執行に関し、随時、適切な資料を作成し理事長に意見を具申すると共に、所管事項に関する予算の執行について、管理監督責任を理事長に対して負うものとする。

第 3 章 取引の制限額

(特別取引)

第 15 条

理事が、本会議所と取引を行う場合、その金額に関わらず、その取引を定款 36 条第 3 項に定める特別取引とする。

また特別取引を行う場合、次のすべてを行うものとする。

- 1 取引金額の妥当性を確保するため、最低1社以上の相見積を徴収した上で、取引を行う理事は、理事会において取引を行う旨の承認を得なければならない。
- 2 取引を行う理事は、特別取引に関する議事には議決権を有さず、その議事審議中は議場から退出しなければならない。
- 3 取引を行った理事は当該取引事業が終了したのち、理事会において根拠を示したうえで、取引が終了した旨を報告しなければならない。

第4章 会計経理

(会計諸帳簿)

第16条

本会議所の会計に用いる諸帳簿は次の通りとする。

- 1 帳簿（総勘定元帳、現預金出納帳、会費徴収簿）
- 2 決算書類及び諸表
- 3 伝票

(金銭出納)

第17条

金銭の出納は会計担当理事が責任管理し、次の証憑を揃えて起票し期日順に整理するものとする。

- 1 収入については、発行した領収書控
- 2 支出については、受領した領収書
- 3 領収書徴収不能のものについては、受領不能理由を記載した支払証明書

(出納口座及び名義)

第18条

出納はつとめて銀行の普通預金口座によって処理し、口座名義は理事長とし理事長印を使用する。

(予算の執行)

第19条

予算の執行は理事長もしくは理事長の任命した担当理事の権限により行う。

執行にあたっては、計画を綿密にたて冗費をはぶき、効果的に運用することに努め、単位事業が完了したときは速やかに計算書、証憑及び関係書類を揃え理事会に提出し承認を得なければならない。

(会計経理)

第20条

会計担当理事は、決算にあたって前払費用、未収金、未払金等を整理し仮払勘定は原則として、それぞれ担当の科目に振り替え関係帳簿を照合、且つ整理し銀行預金残高証明等証拠書類を整えなければならない。

(会計諸帳簿保管期間)

第21条

会計諸帳簿は、次の区分に従い保存するものとする。

- | | |
|------------|--------|
| 1 決算書類 | 10年間保存 |
| 2 その他の会計書類 | 10年間保存 |

第5章 監 査

(監査)

第22条

監事は監査を行うものとする。

- 2 監事はいつでも本会議所の監査を行う為に諸帳簿の閲覧謄写を求めることができる。

第6章 細 則

(細則の規程)

第23条

本規程の実務的、効率的運営のため、細則等を規定することができるものとする。

第7章 規 程 の 改 廃

(本規程の改廃)

第24条

本規程の改廃は、理事会の議決による。

2013年2月1日施行

2013年5月21日改訂

公益社団法人須賀川青年会議所 役員報酬規程

第 1 条 この規程は、公益社団法人須賀川青年会議所役員の報酬の支給基準について定めるものである。

第 2 条 会員の資格を有する役員の報酬等は無報酬とする。

第 3 条 正会員の資格を有しない監事の報酬は以下のとおりとする。

- (1) 報酬等は、日当による。
- (2) 報酬等の額の算定方法は、理事会等への出席 1 回につき 20,000 円を上限に総会の決議を経た額とし支給する。
- (3) 前項の規定に関わらず、本人が辞退した場合には支給しない。
- (4) 支給の方法は、出席の都度銀行振込による。

第 4 条 本規程の改廃は、総会の決議による。

附 則

この規程は、2013年2月1日より施行する。

公益社団法人 須賀川青年会議所 情報公開規程

(目 的)

第 1 条

この規程は、公益社団法人 須賀川青年会議所(以下「本会議所」という。)が、その活動状況、運営内容及び財務状況等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、本会議所の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第 2 条

本会議所は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(情報公開の方法)

第 3 条

本会議所は、情報の種類に応じ、公表、書類の事務所備え置き並びに電磁的方法により行うものとする。

2 前項の規程による情報公開の内容、方法等の詳細は理事長が定める。

(書類の事務所備え置き)

第 4 条

本会議所は、法令の規程に従い、書類の事務所備え置きを行い、閲覧請求に対し、その閲覧しないしはその一部を謄写させるものとする。

(事務所備え置きの書類)

第 5 条

前条の事務所備え置きの対象とする書類は別表に掲げるものとし、次条に規程する閲覧場所に常時備え置く。

2 別表中、「保存期間」として備え置き期間を表示しているものについては当該備え置き期間分の書類を、備え置き期間を表示していないものについては当該最新の書類を公開する。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第 6 条

本会議所の事務所備え置きの対象とする書類の閲覧場所は、本会議所事務局とする。

2 閲覧の日は本会議所の休日以外の日とし、閲覧の時間は、午前 10 時から午後 4 時までとする。

(その他)

第 7 条

この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は理事長が理事会の決議を経てこれを定める。

(管 理)

第 8 条

本会議所の情報公開に関する事務は、執行年度理事長が責任者となり、理事長の選任したものが管理する。

(改 廃)

第 9 条

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2013年2月1日より施行する。

別 表

	対象書類等の名称	保存期間
1	定款	永久
2	事業計画書・収支予算書・資金調達および設備投資の見込みを記載した書類	10年
3	計算書類等（各事業年度の計算書類・事業報告書・付属明細書）監査報告書	10年
4	財産目録	5年
5	役員等名簿	10年
6	運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記した書類	10年
7	寄付等による受け入れ財産及び資金	10年
8	総会議事録	10年
9	理事会議事録	10年
10	会計帳簿	10年

個人情報保護に関する基本方針

公益社団法人須賀川青年会議所は、青年の英知と勇気と情熱を結集し、修練、奉仕及び友情をもって地域社会及び国際社会の健全な発展を目指し、明るい豊かな社会の実現を目的とする団体です。本会の取得する個人情報はこの目的に沿って使用するもので、「個人情報保護に関する法律」に基づき、個人情報に関して適用される法令を遵守し、個人情報を適切かつ安全に取り扱うとともに個人情報の保護に努めるものとします。

1 個人情報の取得

本会議所は、個人情報の利用目的を明らかにし、本人の意思で提供された情報を取扱います。

2 利用目的及び保護

本会議所が取扱う個人情報は、その利用目的の範囲内でのみ利用します。また、利用目的を遂行するために業務委託をする場合並びに法令等の定めに基づく場合や、人の生命、身体又は財産の保護のために必要とする場合を除いて、個人情報を第三者へ提供することは致しません。

3 管理体制

- (1) すべての個人情報は、不正アクセス、盗難、持出し等による、紛失及び漏えい等が発生しないように適正に管理し、必要な予防・是正措置を講じます。
- (2) 個人情報をもとに、利用目的内の業務を外部に委託する場合は、適正な管理が行われるよう管理・監督します。
- (3) 個人情報の本人による開示・訂正、利用停止等の取扱いに関する問合せは、随時受け付け、適切に対応します。

4 法令遵守のための取組みの維持と継続

- (1) 本会議所は、個人情報保護に関する法令及びその他の規則に則った業務運営に努めて参ります。
- (2) 本会議所が保有する個人情報を保護するための方針や体制等については、本会議所の事業内容の変化及び事業を取巻く法令、社会環境、IT環境の変化等に応じて、継続的に見直し、改善します。

2018年1月23日

公益社団法人 須賀川青年会議所 事務局員就業規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条

この規程は、公益社団法人 須賀川青年会議所（以下、本会議所という）の円滑な運営をはかるため局員の就業に関する事項を定めたものである。

第 2 条

局員はこの規程に基づいて定められた諸規程を遵守し本会議所の発展に努めなければならない。

第 2 章 人 事

第 1 節 採 用

(採 用)

第 3 条

本会議所は、就業を希望する者の中から理事会の選考を経て認められた者を局員として採用する。

(提出書類)

第 4 条

就業を希望する者は次の書類を提出しなければならない。但しその一部を省略することができる。

- (1) 履歴書
- (2) 健康診断書
- (3) 最近 3 ヶ月以内の写真
- (4) その他青年会議所が指定する書類

(身上の異動等の届出)

第 5 条

局員は次の各号につき変更のあった場合には、直ちに本会議所に届出なければならない。

- (1) 現住所
- (2) 本籍地
- (3) 本人の氏名
- (4) その他身上に関する事項

第 2 節 退職及び解雇

(退 職)

第 6 条

局員が次の各号の一に該当するときは退職とする。

- (1) 死亡したとき
- (2) 退職を願い出て承認されたとき

(退職の承認)

第 7 条

前条第 2 号の退職願いは少なくとも 60 日前に提出しなければならない。この場合、本会議所の承認があるまでは従前の勤務に従事しなければならない。

(解 雇)

第 8 条

局員が次の各号の一に該当するときは解雇する。

- (1) 心身の障害によって勤務に耐えないと認めたとき。
- (2) 勤務成績が著しく不良で職務の遂行に適さないと認めたとき。
- (3) 天災地変、その他やむを得ない事由により本会議所の事業を縮小するとき。又は事業の継続が不可能になったとき。

(解雇の予告)

第 9 条

局員を解雇するときは 30 日前に本人に予告するか、又は 30 日分の平均賃金を支払って解雇する。

但し各号の一に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 天災地変、その他やむを得ない事由のために事業が不可能となった場合。
- (2) 局員の責に帰すべき事由に基づき解雇する場合。

第 3 章 服 務

第 1 節 服 務 規 程

(サービスの原則)

第 10 条

局員は品性を正しくし、他人の人格を尊重して信義を重んじなければならない。

(1) (勤 務)

就業日には所定就業時間を完全に勤務しなければならない。但し理事長が認めた場合はこの限りではない。

(2) (事務局の整理、保管)

(イ) 事務局は快適に職務につけるよう常に整理、整頓につとめ、清潔に保持しなけ

ればならない。

(ロ) 事務局の器物、設備等は大切に保管すると共に効率的な使用に留意し、私用に供してはならない。

(3) (服務態度)

言葉づかい、服装、態度に常に留意し、明朗、闊達に服務し、いやしくも来客及び職場に不快の念を与えるようなことはあってはならない。

(4) (連絡、協調)

(イ) 本会議所会員相互の連絡協調に努め、業務の運営に円滑を期さなければならない。

(ロ) 職務の遂行に当たって自己の能力を充分発揮すると共に事務改善に関し常に工夫、研究するよう心掛けなければならない。

(5) (自己規律)

(イ) 局員は本会議所に損害を及ぼし又は本会議所を傷つけあるいは本会議所の不名誉となる行為をしてはならない。

第 2 節 就 業 時 間

(就業及び休憩時間)

第 1 1 条

(1) 1 日の始業、終業時刻を次の通りとする。

就業時間	始業	就業
	午前 10 時 00 分	午後 4 時 00 分

(2) 休憩時間は 1 日 1 時間とし、適宜業務に支障のないよう使用する。

(就業時間の変更)

第 1 2 条

本会議所は業務上必要あるときは前条に定める就業時間を変更し、又は全部もしくは一部の就業時間の変更を命ずることがある。

(休 日)

第 1 3 条

休日は次の通りとする。

(1) 日 曜 日

(2) 土 曜 日

(3) 国民の休日

(4) 前各号を除いた週 1 日

(5) その他、青年会議所が定めた日

(休日の変更)

第 1 4 条

前条の休日は業務の都合により止むを得ない場合は 2 週間以内に他の日と振替えるこ

とがある。

第 3 節 休 暇

(休 暇)

- (1) 年次有給休暇
- (2) 忌引休暇
- (3) 生理休暇
- (4) 特別休暇

第 1 5 条

- (1) 局員は毎年度（当年 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで）次の年次有給休暇を継続又は分割してうけることができる。

休暇日数 1 0 日

- (2) 前項の規程は前年度の出勤率が 8 割以上の局員に対してのみ適用する。
- (3) 前項の出勤率の算定に当っては年次有給休暇、忌引休暇、特別休暇及び業務上の傷病による休務は出勤したものと見做す。

(忌引休暇)

第 1 6 条

忌引休暇は次の各号に定める日数とする。

- (1) 父母の死亡の場合 7 日
- (2) 祖父母、兄弟姉妹の死亡の場合 5 日

(生理休暇)

第 1 7 条

生理休暇は生理日の勤務が著しく困難か又は生理に有害な場合当該生理期間とする。

(特別休暇)

局員が次の各号の一により就業できないときはそれぞれに定める日数の休暇を与えるものとする。

- (1) 現在居住する家屋が焼失、倒壊、浸水及びこれに類する災害を受けたとき……
本会議所の認定した期間
- (2) 伝染病予防法による交通遮断又は隔離のため就業できない期間、但し本人の責に帰すべき罹病の場合はこの限りでない……その期間

(休暇の手続き)

第 1 8 条

- (1) 本節に定める休暇をとる時は事前に休暇事由及び休暇時間を事務局長に届出なければならない。
- (2) 年次休暇は局員の請求した期日を与える。但し業務の都合によりその期日を変更することがある。

(期間の計算)

第 1 9 条

休暇の起算日は休暇事由発生の日とし、休暇日数の計算については休日を通算する。

但し、年次有給休暇については休日を通算しない。

第 4 章 給 与

(給与規程)

第 2 0 条

局員の給与は月額 7 5, 0 0 0 円とする。また必要に応じ、別途通勤手当を支払う。

雑 則

この規程は、2 0 1 3 年 2 月 1 日より施行する。

2 0 1 8 年 1 2 月 2 0 日に改訂。

2 0 2 2 年 1 2 月 2 2 日に改訂。